

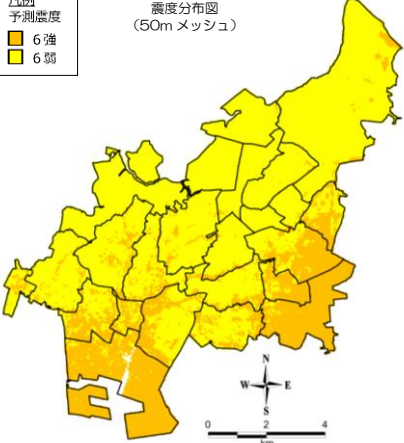
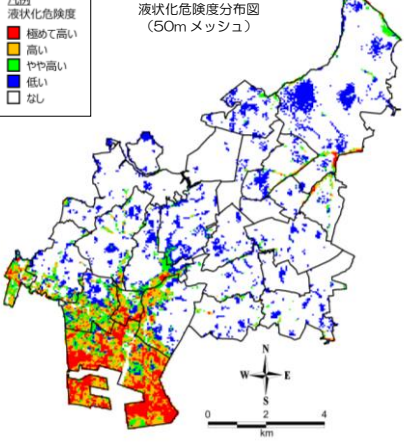
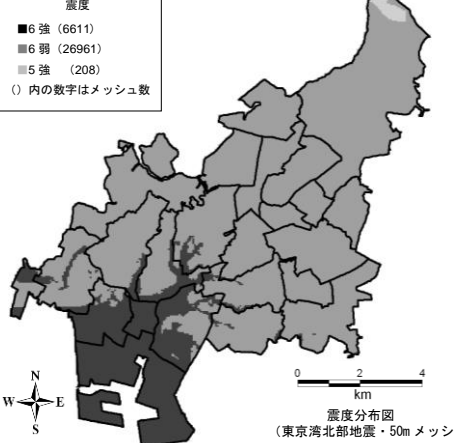
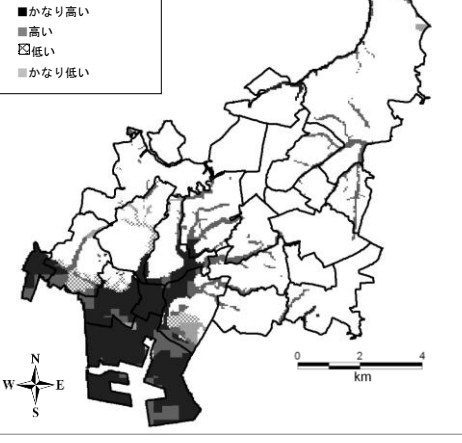
船橋市地域防災計画（案）の主な修正について（新旧対照表）

1. 平成29・30年度防災アセスメント調査結果による被害想定等変更

①防災アセスメント調査による被害想定等変更（総 1.4-1～1.4-3 等）

平成29・30年度に実施した、防災アセスメント調査結果により、計画の前提条件となる想定地震を「東京湾北部地震」から「千葉県北西部直下地震」へ変更し、震度、液状化危険度、被害量等を推定し、更新した。

該当頁	修正後	修正前																		
総則 1.4-1	<p>第4節 計画の前提条件</p> <p>第1 想定地震による被害</p> <p>1. 前提条件・想定地震</p> <p>市が平成29・30年に実施した<u>防災アセスメント調査業務</u>の調査結果による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震名</th> <th>マグニチュード (Mw)</th> <th>破壊開始点 深さ (km)</th> <th>地震タイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県北西部直下地震</td> <td>Mw = 7.3</td> <td>50</td> <td>プレート内部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※Mw：モーメントマグニチュード</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生の<u>季節・時刻</u> 冬の18時 気象条件 風速<u>8.0</u>m/s（風向北北西）、湿度50% 人口・世帯 平成29年4月1日の人口及び世帯 <p>※モーメントマグニチュード (Mw) とは、地震を引き起こした断層（震源断層）の面積や断層における平均変位、断層付近の地殻の剛性率から求められる、開放されたひずみエネルギーに対応するマグニチュードで、地震計で観測された地震の変位振幅または速度振幅から求めた地震の規模である気象庁マグニチュード (Mj) と異なる。</p> <p>2. 想定された震度等</p> <p>(1) 震度</p> <p><u>市南側の低地部及び市東部の低地～台地部の幅広い範囲と、地上の谷底低地の一部において震度6強。それ以外の範囲では震度6弱。</u></p> <p>(2) 液状化</p> <p><u>市南部の低地において、液状化危険度の高い領域が広がっている。これに対して市の北側の台地では、河川沿いに液状化危険度の高い領域が分布する以外は液状化危険度は低くなっている。</u></p>	想定地震名	マグニチュード (Mw)	破壊開始点 深さ (km)	地震タイプ	千葉県北西部直下地震	Mw = 7.3	50	プレート内部	<p>第4節 計画の前提条件</p> <p>第1 想定地震による被害</p> <p>1. 前提条件・想定地震</p> <p>市が<u>千葉県の調査結果をもとに平成22年に実施した地区別防災カルテ作成業務</u>の調査結果による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震名</th> <th>マグニチュード (Mw)</th> <th>震源域深さ (km)</th> <th>破壊開始点 深さ (km)</th> <th>地震タイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京湾北部地震</td> <td>Mw = 7.3</td> <td>17～33</td> <td>27.8</td> <td>南関東直下のM7クラスの地震</td> </tr> </tbody> </table> <p>※Mw：モーメントマグニチュード</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生の<u>時季時刻</u>冬の18時 気象条件 風速<u>9.0</u>m/s（風向北北西）、湿度50% 人口・世帯 平成17年10月1日の人口及び世帯 <p>※モーメントマグニチュード (Mw) とは、地震を引き起こした断層（震源断層）の面積や断層における平均変位、断層付近の地殻の剛性率から求められる、開放されたひずみエネルギーに対応するマグニチュードで、地震計で観測された地震の変位振幅または速度振幅から求めた地震の規模である気象庁マグニチュード (Mj) と異なる。</p> <p>2. 想定された震度等</p> <p>(1) 震度</p> <p><u>湾岸部で震度6強、内陸部で震度6弱、一部で震度5強</u></p> <p>(2) 液状化</p> <p><u>市南部の後背低地（JR総武線沿い及び市場～本町付近）と埋立地（JR総武線より南側の地域）及び海老川沿いの谷底平野部地域、市北部の二重川、桑納川沿いの谷底平野部地域などで地盤の液状化のおそれがある。</u></p>	想定地震名	マグニチュード (Mw)	震源域深さ (km)	破壊開始点 深さ (km)	地震タイプ	東京湾北部地震	Mw = 7.3	17～33	27.8	南関東直下のM7クラスの地震
想定地震名	マグニチュード (Mw)	破壊開始点 深さ (km)	地震タイプ																	
千葉県北西部直下地震	Mw = 7.3	50	プレート内部																	
想定地震名	マグニチュード (Mw)	震源域深さ (km)	破壊開始点 深さ (km)	地震タイプ																
東京湾北部地震	Mw = 7.3	17～33	27.8	南関東直下のM7クラスの地震																

該当頁	修正後	修正前
総則 1.4-2	<div data-bbox="268 280 705 757"> <p>千葉県北西部直下地震 震度分布図 (50mメッシュ)</p> <p>凡例 予測震度 ■ 6強 ■ 6弱</p>  </div> <div data-bbox="268 772 705 1243"> <p>千葉県北西部直下地震 液状化危険度分布図 (50mメッシュ)</p> <p>凡例 液状化危険度 ■ 極めて高い ■ 高い ■ やや高い ■ 低い ■ なし</p>  </div>	<div data-bbox="906 280 1401 757"> <p>震度</p> <p>■ 6強 (6611) ■ 6弱 (26961) ■ 5強 (208) () 内の数字はメッシュ数</p>  <p>震度分布図 (東京湾北部地震・50mメッシュ)</p> </div> <div data-bbox="906 772 1401 1243"> <p>液状化危険度</p> <p>■ かなり高い ■ 高い ■ 低い ■ かなり低い</p>  </div>

該当頁	修正後	修正前																																																																																																																																																											
総則 1.4-3	<p>3. 想定された被害量</p> <p>地震被害予測結果は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するかを推定し、地震防災対策の基礎資料とするものである。</p> <p style="text-align: center;">地震被害予測結果</p> <table border="1" data-bbox="240 517 842 1424"> <tr> <td>想定地震</td> <td>千葉県北西部直下地震</td> <td>規模</td> <td>マグニチュード7.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タイプ</td> <td>プレート内部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>震源の深さ(破壊開始点の深さ)</td> <td>約50km</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">物的被害</td> <td rowspan="2">建物被害(冬18時、風速8m/s)</td> <td>全壊・焼失棟数</td> <td>17,310棟</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数</td> <td>20,770棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">交通施設</td> <td>道路施設</td> <td>緊急輸送道路(橋梁)</td> <td>0箇所(大規模損傷)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急輸送道路(平面道路)</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>不通区間(区間)</td> <td>14区間</td> </tr> <tr> <td>港湾施設</td> <td>被害バース数(バース)</td> <td>41バース</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ライフライン施設(直後)</td> <td>電力</td> <td>停電率(%)</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>上水道</td> <td>断水率(%)</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>機能支障率(%)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>都市ガス</td> <td>供給停止率(%)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">人的被害</td> <td rowspan="10">死傷者数(冬18時)</td> <td rowspan="5">死者数</td> <td>揺れ(建物倒壊)</td> <td>550人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>－人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>240人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の転倒ほか</td> <td>－人</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>790人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">重傷者</td> <td>揺れ(建物倒壊)</td> <td>720人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>－人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の転倒ほか</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>850人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">軽傷者</td> <td>揺れ(建物倒壊)</td> <td>3,230人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>－人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>320人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の転倒ほか</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>3,570人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死傷者数合計</td> <td></td> <td>5,210人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">避難者数(冬18時)</td> <td>1日後</td> <td></td> <td>91,770人</td> </tr> <tr> <td>3日後</td> <td></td> <td>175,910人</td> </tr> <tr> <td>1週間後</td> <td></td> <td>157,340人</td> </tr> <tr> <td>2週間後</td> <td></td> <td>187,600人</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月後</td> <td></td> <td>130,860人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">帰宅困難者数(昼12時)</td> <td>主要駅周辺で帰宅困難となる人</td> <td></td> <td>36,400人</td> </tr> <tr> <td>主要駅から外出して帰宅困難となる人</td> <td></td> <td>40,600人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>77,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自力脱出困難者数(冬5時)</td> <td></td> <td>4,910人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>エレベーター停止台数</td> <td></td> <td>約460台</td> </tr> <tr> <td>震災廃棄物発生量</td> <td></td> <td>約3,130,000トン</td> </tr> <tr> <td>文化財(揺れや火災の影響を受ける恐れのある建造物)</td> <td></td> <td>6棟</td> </tr> <tr> <td>直接経済被害額</td> <td></td> <td>22,340億円</td> </tr> </table> <p>※四捨五入により、小計や合計は合わない場合があります。</p>	想定地震	千葉県北西部直下地震	規模	マグニチュード7.3			タイプ	プレート内部			震源の深さ(破壊開始点の深さ)	約50km	物的被害	建物被害(冬18時、風速8m/s)	全壊・焼失棟数	17,310棟	半壊棟数	20,770棟	交通施設	道路施設	緊急輸送道路(橋梁)	0箇所(大規模損傷)		緊急輸送道路(平面道路)	4箇所	鉄道施設	不通区間(区間)	14区間	港湾施設	被害バース数(バース)	41バース	ライフライン施設(直後)	電力	停電率(%)	89%	上水道	断水率(%)	65%	下水道	機能支障率(%)	3%	都市ガス	供給停止率(%)	100%	人的被害	死傷者数(冬18時)	死者数	揺れ(建物倒壊)	550人	急傾斜地崩壊	－人	火災	240人	ブロック塀等の転倒ほか	－人	小計	790人	重傷者	揺れ(建物倒壊)	720人	急傾斜地崩壊	－人	火災	120人	ブロック塀等の転倒ほか	5人	小計	850人	軽傷者	揺れ(建物倒壊)	3,230人	急傾斜地崩壊	－人	火災	320人	ブロック塀等の転倒ほか	20人	小計	3,570人	死傷者数合計			5,210人	避難者数(冬18時)	1日後		91,770人	3日後		175,910人	1週間後		157,340人	2週間後		187,600人	1ヶ月後		130,860人	帰宅困難者数(昼12時)	主要駅周辺で帰宅困難となる人		36,400人	主要駅から外出して帰宅困難となる人		40,600人	合計		77,000人	自力脱出困難者数(冬5時)			4,910人	その他	エレベーター停止台数		約460台	震災廃棄物発生量		約3,130,000トン	文化財(揺れや火災の影響を受ける恐れのある建造物)		6棟	直接経済被害額		22,340億円	<p>3. 想定された被害量</p> <p>地震被害予測結果は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するかを推定し、地震防災対策の基礎資料とするものである。</p> <p style="text-align: center;">地震被害予測結果</p> <table border="1" data-bbox="888 517 1490 1274"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定地震名</th> <th colspan="2">東京湾北部地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">想定地震</td> <td>地震の規模及びタイプ等</td> <td>規模タイプ 震度分布</td> <td>M7.3 南関東直下 東京湾岸の市南部に震度6強の地域が広がり、市北部はほとんど震度6弱である。震度7の地域はない。</td> </tr> <tr> <td>建物の被害</td> <td>全壊棟数(揺れ+液状化(うち焼失棟数)) 半壊棟数(揺れ+液状化) 合計</td> <td>9,516棟 (4,947棟) 19,363棟 28,879棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">物的被害</td> <td rowspan="2">交通施設 * ライフライン</td> <td>道路橋梁</td> <td>大規模損傷(通行止め) 中規模損傷(通行止め) 小規模損傷(交通規制)</td> </tr> <tr> <td>上水道 下水道</td> <td>断水世帯数 管渠被災距離</td> </tr> <tr> <td>電力 都市ガス LPガス</td> <td>停電戸数 停止戸数 漏洩戸数</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>揺れ(全壊・半壊) 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒 屋外落下物 屋内収容物の転倒等 小計</td> <td>115人 79人 1人 6人 0人 0人 201人</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>揺れ(全壊・半壊) 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒 屋外落下物 屋内収容物の転倒等 小計</td> <td>4,410人 254人 14人 208人 10人 2人 4,898人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死傷者数合計</td> <td></td> <td>5,099人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 道路橋梁について、中規模損傷は1ヶ月程度の通行止め、小規模損傷は1ヶ月程度の交通規制としている。</p> <p>《橋梁損傷想定箇所内訳》</p> <p>中規模損傷箇所(1箇所)-新港大橋(潮見町付近)</p> <p>小規模損傷箇所(3箇所)-栄橋(国道296号線、宮本9丁目付近) 中野木高架橋(県道8号線(船橋・我孫子線)、東船橋4丁目付近) 神崎川橋(国道464号線、小室町小野田町付近)</p>	想定地震名		東京湾北部地震		想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模タイプ 震度分布	M7.3 南関東直下 東京湾岸の市南部に震度6強の地域が広がり、市北部はほとんど震度6弱である。震度7の地域はない。	建物の被害	全壊棟数(揺れ+液状化(うち焼失棟数)) 半壊棟数(揺れ+液状化) 合計	9,516棟 (4,947棟) 19,363棟 28,879棟	物的被害	交通施設 * ライフライン	道路橋梁	大規模損傷(通行止め) 中規模損傷(通行止め) 小規模損傷(交通規制)	上水道 下水道	断水世帯数 管渠被災距離	電力 都市ガス LPガス	停電戸数 停止戸数 漏洩戸数	死者数	揺れ(全壊・半壊) 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒 屋外落下物 屋内収容物の転倒等 小計	115人 79人 1人 6人 0人 0人 201人	負傷者数	揺れ(全壊・半壊) 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒 屋外落下物 屋内収容物の転倒等 小計	4,410人 254人 14人 208人 10人 2人 4,898人	死傷者数合計			5,099人
想定地震	千葉県北西部直下地震	規模	マグニチュード7.3																																																																																																																																																										
		タイプ	プレート内部																																																																																																																																																										
		震源の深さ(破壊開始点の深さ)	約50km																																																																																																																																																										
物的被害	建物被害(冬18時、風速8m/s)	全壊・焼失棟数	17,310棟																																																																																																																																																										
		半壊棟数	20,770棟																																																																																																																																																										
	交通施設	道路施設	緊急輸送道路(橋梁)	0箇所(大規模損傷)																																																																																																																																																									
			緊急輸送道路(平面道路)	4箇所																																																																																																																																																									
		鉄道施設	不通区間(区間)	14区間																																																																																																																																																									
		港湾施設	被害バース数(バース)	41バース																																																																																																																																																									
	ライフライン施設(直後)	電力	停電率(%)	89%																																																																																																																																																									
		上水道	断水率(%)	65%																																																																																																																																																									
		下水道	機能支障率(%)	3%																																																																																																																																																									
		都市ガス	供給停止率(%)	100%																																																																																																																																																									
人的被害	死傷者数(冬18時)	死者数	揺れ(建物倒壊)	550人																																																																																																																																																									
			急傾斜地崩壊	－人																																																																																																																																																									
			火災	240人																																																																																																																																																									
			ブロック塀等の転倒ほか	－人																																																																																																																																																									
			小計	790人																																																																																																																																																									
		重傷者	揺れ(建物倒壊)	720人																																																																																																																																																									
			急傾斜地崩壊	－人																																																																																																																																																									
			火災	120人																																																																																																																																																									
			ブロック塀等の転倒ほか	5人																																																																																																																																																									
			小計	850人																																																																																																																																																									
	軽傷者	揺れ(建物倒壊)	3,230人																																																																																																																																																										
		急傾斜地崩壊	－人																																																																																																																																																										
		火災	320人																																																																																																																																																										
		ブロック塀等の転倒ほか	20人																																																																																																																																																										
		小計	3,570人																																																																																																																																																										
	死傷者数合計			5,210人																																																																																																																																																									
	避難者数(冬18時)	1日後		91,770人																																																																																																																																																									
		3日後		175,910人																																																																																																																																																									
		1週間後		157,340人																																																																																																																																																									
		2週間後		187,600人																																																																																																																																																									
1ヶ月後			130,860人																																																																																																																																																										
帰宅困難者数(昼12時)	主要駅周辺で帰宅困難となる人		36,400人																																																																																																																																																										
	主要駅から外出して帰宅困難となる人		40,600人																																																																																																																																																										
	合計		77,000人																																																																																																																																																										
自力脱出困難者数(冬5時)			4,910人																																																																																																																																																										
その他	エレベーター停止台数		約460台																																																																																																																																																										
	震災廃棄物発生量		約3,130,000トン																																																																																																																																																										
	文化財(揺れや火災の影響を受ける恐れのある建造物)		6棟																																																																																																																																																										
	直接経済被害額		22,340億円																																																																																																																																																										
想定地震名		東京湾北部地震																																																																																																																																																											
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模タイプ 震度分布	M7.3 南関東直下 東京湾岸の市南部に震度6強の地域が広がり、市北部はほとんど震度6弱である。震度7の地域はない。																																																																																																																																																										
	建物の被害	全壊棟数(揺れ+液状化(うち焼失棟数)) 半壊棟数(揺れ+液状化) 合計	9,516棟 (4,947棟) 19,363棟 28,879棟																																																																																																																																																										
物的被害	交通施設 * ライフライン	道路橋梁	大規模損傷(通行止め) 中規模損傷(通行止め) 小規模損傷(交通規制)																																																																																																																																																										
		上水道 下水道	断水世帯数 管渠被災距離																																																																																																																																																										
	電力 都市ガス LPガス	停電戸数 停止戸数 漏洩戸数																																																																																																																																																											
	死者数	揺れ(全壊・半壊) 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒 屋外落下物 屋内収容物の転倒等 小計	115人 79人 1人 6人 0人 0人 201人																																																																																																																																																										
負傷者数	揺れ(全壊・半壊) 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒 屋外落下物 屋内収容物の転倒等 小計	4,410人 254人 14人 208人 10人 2人 4,898人																																																																																																																																																											
死傷者数合計			5,099人																																																																																																																																																										

②地区別防災カルテ更新による防災課題等変更（総 1.5-1～1.5-6 等）

10 地域毎にまとめていた防災課題等を、地区別防災カルテ更新に伴い、24 地区コミュニティ毎に細分化し、更新した。

該当頁	修正後	修正前																																																																																					
<p>総則 1.5-1</p>	<p>第5節 各地域の防災課題と取組み方針</p> <p>平成 29・30 年度に市では地区別防災カルテを作成し、各地区の災害危険度の評価を行った。地域防災計画を作成し、効果的に防災対策を推進していくために、市の <u>24 地区コミュニティ</u> 個々の特色を反映した取組みを進めていく。</p> <div data-bbox="416 752 683 1048" data-label="Image"> </div> <p>24 地区コミュニティと<u>地区</u>の範囲</p> <table border="1" data-bbox="252 1144 836 1637"> <thead> <tr> <th>地区コミュニティ</th> <th>地区の範囲</th> <th>地区コミュニティ</th> <th>地区の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①宮本</td> <td>宮本、市場、東船橋、駿河台、東町</td> <td>⑬八木が谷</td> <td>八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台</td> </tr> <tr> <td>②湊町</td> <td>本町 3 丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町</td> <td>⑭前原</td> <td>前原東、前原西、中野木</td> </tr> <tr> <td>③本町</td> <td>本町 (3 丁目以外)</td> <td>⑮二宮・飯山溝</td> <td>二宮、飯山溝、湊台町、湊台</td> </tr> <tr> <td>④海神</td> <td>南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神</td> <td>⑯薬田台</td> <td>薬田台、薬田台町、七林町</td> </tr> <tr> <td>⑤葛飾</td> <td>山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山</td> <td>⑰三山・田喜野井</td> <td>三山、田喜野井、習志野</td> </tr> <tr> <td>⑥中山</td> <td>二子町、本中山</td> <td>⑱高根台</td> <td>高根台 (7 丁目以外)</td> </tr> <tr> <td>⑦塚田</td> <td>旭町、行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町</td> <td>⑲新高根・芝山</td> <td>芝山、新高根、高根台 7 丁目</td> </tr> <tr> <td>⑧法典</td> <td>丸山、上山町、馬込町、馬込西、藤原</td> <td>⑳松が丘</td> <td>松が丘</td> </tr> <tr> <td>⑨夏見</td> <td>夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町</td> <td>㉑大穴</td> <td>大穴町、大穴南、大穴北</td> </tr> <tr> <td>⑩高根・金杉</td> <td>高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台</td> <td>㉒習志野台</td> <td>習志野台、西習志野</td> </tr> <tr> <td>⑪二和</td> <td>二和東、二和西</td> <td>㉓豊富</td> <td>小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町</td> </tr> <tr> <td>⑫三咲</td> <td>三咲町、三咲、南三咲</td> <td>㉔坪井</td> <td>坪井東、坪井西、坪井町</td> </tr> </tbody> </table>	地区コミュニティ	地区の範囲	地区コミュニティ	地区の範囲	①宮本	宮本、市場、東船橋、駿河台、東町	⑬八木が谷	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台	②湊町	本町 3 丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町	⑭前原	前原東、前原西、中野木	③本町	本町 (3 丁目以外)	⑮二宮・飯山溝	二宮、飯山溝、湊台町、湊台	④海神	南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神	⑯薬田台	薬田台、薬田台町、七林町	⑤葛飾	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山	⑰三山・田喜野井	三山、田喜野井、習志野	⑥中山	二子町、本中山	⑱高根台	高根台 (7 丁目以外)	⑦塚田	旭町、行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町	⑲新高根・芝山	芝山、新高根、高根台 7 丁目	⑧法典	丸山、上山町、馬込町、馬込西、藤原	⑳松が丘	松が丘	⑨夏見	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町	㉑大穴	大穴町、大穴南、大穴北	⑩高根・金杉	高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台	㉒習志野台	習志野台、西習志野	⑪二和	二和東、二和西	㉓豊富	小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町	⑫三咲	三咲町、三咲、南三咲	㉔坪井	坪井東、坪井西、坪井町	<p>第5節 各地域の防災課題と取組み方針</p> <p>平成 22 年度に市では地区別防災カルテを作成し、各地区の災害危険度の評価を行った。地域防災計画を作成し、効果的に防災対策を推進していくために、市の <u>10 地域</u> 個々の特色を反映した取組みを進めていく。</p> <p><u>10 地域とは、市の 5 つの行政ブロック、24 の地区コミュニティをもとに市域を分けたものである。</u></p> <div data-bbox="1054 752 1353 1048" data-label="Image"> </div> <p><u>10 地域</u>と 24 地区コミュニティ <u>及び地域</u>の範囲</p> <table border="1" data-bbox="903 1144 1487 1637"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>地区コミュニティ</th> <th>地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 湊町</td> <td>湊町</td> <td>本町 3 丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町</td> </tr> <tr> <td>② 本町</td> <td>宮本、本町、海神</td> <td>宮本、市場、東船橋、東町、駿河台、本町 (3 丁目を除く)、南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神</td> </tr> <tr> <td>③ 葛飾</td> <td>葛飾、中山</td> <td>山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山、二子町、本中山</td> </tr> <tr> <td>④ 法典</td> <td>法典、塚田</td> <td>旭町、前貝塚町、行田町、行田、山手、北本町、丸山、藤原、上山町、馬込西、馬込町</td> </tr> <tr> <td>⑤ 夏見</td> <td>夏見、高根・金杉</td> <td>夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町、高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台</td> </tr> <tr> <td>⑥ 前原</td> <td>前原、三山・田喜野井</td> <td>前原東、前原西、中野木、三山、田喜野井、習志野</td> </tr> <tr> <td>⑦ 習志野台</td> <td>習志野台、薬田台、二宮・飯山溝</td> <td>二宮、飯山溝町、湊台町、湊台、薬田台、薬田台町、七林町、習志野台、西習志野</td> </tr> <tr> <td>⑧ 新高根・芝山</td> <td>新高根・芝山、高根台</td> <td>高根台、芝山、新高根</td> </tr> <tr> <td>⑨ 八木が谷</td> <td>八木が谷、松が丘、大穴、三咲、二和</td> <td>八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台、松が丘、大穴町、大穴南、大穴北</td> </tr> <tr> <td>⑩ 豊富</td> <td>豊富、坪井</td> <td>小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井西、坪井東、坪井町</td> </tr> </tbody> </table>	地域	地区コミュニティ	地域の範囲	① 湊町	湊町	本町 3 丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町	② 本町	宮本、本町、海神	宮本、市場、東船橋、東町、駿河台、本町 (3 丁目を除く)、南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神	③ 葛飾	葛飾、中山	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山、二子町、本中山	④ 法典	法典、塚田	旭町、前貝塚町、行田町、行田、山手、北本町、丸山、藤原、上山町、馬込西、馬込町	⑤ 夏見	夏見、高根・金杉	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町、高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台	⑥ 前原	前原、三山・田喜野井	前原東、前原西、中野木、三山、田喜野井、習志野	⑦ 習志野台	習志野台、薬田台、二宮・飯山溝	二宮、飯山溝町、湊台町、湊台、薬田台、薬田台町、七林町、習志野台、西習志野	⑧ 新高根・芝山	新高根・芝山、高根台	高根台、芝山、新高根	⑨ 八木が谷	八木が谷、松が丘、大穴、三咲、二和	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台、松が丘、大穴町、大穴南、大穴北	⑩ 豊富	豊富、坪井	小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井西、坪井東、坪井町
地区コミュニティ	地区の範囲	地区コミュニティ	地区の範囲																																																																																				
①宮本	宮本、市場、東船橋、駿河台、東町	⑬八木が谷	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台																																																																																				
②湊町	本町 3 丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町	⑭前原	前原東、前原西、中野木																																																																																				
③本町	本町 (3 丁目以外)	⑮二宮・飯山溝	二宮、飯山溝、湊台町、湊台																																																																																				
④海神	南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神	⑯薬田台	薬田台、薬田台町、七林町																																																																																				
⑤葛飾	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山	⑰三山・田喜野井	三山、田喜野井、習志野																																																																																				
⑥中山	二子町、本中山	⑱高根台	高根台 (7 丁目以外)																																																																																				
⑦塚田	旭町、行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町	⑲新高根・芝山	芝山、新高根、高根台 7 丁目																																																																																				
⑧法典	丸山、上山町、馬込町、馬込西、藤原	⑳松が丘	松が丘																																																																																				
⑨夏見	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町	㉑大穴	大穴町、大穴南、大穴北																																																																																				
⑩高根・金杉	高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台	㉒習志野台	習志野台、西習志野																																																																																				
⑪二和	二和東、二和西	㉓豊富	小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町																																																																																				
⑫三咲	三咲町、三咲、南三咲	㉔坪井	坪井東、坪井西、坪井町																																																																																				
地域	地区コミュニティ	地域の範囲																																																																																					
① 湊町	湊町	本町 3 丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町																																																																																					
② 本町	宮本、本町、海神	宮本、市場、東船橋、東町、駿河台、本町 (3 丁目を除く)、南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神																																																																																					
③ 葛飾	葛飾、中山	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山、二子町、本中山																																																																																					
④ 法典	法典、塚田	旭町、前貝塚町、行田町、行田、山手、北本町、丸山、藤原、上山町、馬込西、馬込町																																																																																					
⑤ 夏見	夏見、高根・金杉	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町、高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台																																																																																					
⑥ 前原	前原、三山・田喜野井	前原東、前原西、中野木、三山、田喜野井、習志野																																																																																					
⑦ 習志野台	習志野台、薬田台、二宮・飯山溝	二宮、飯山溝町、湊台町、湊台、薬田台、薬田台町、七林町、習志野台、西習志野																																																																																					
⑧ 新高根・芝山	新高根・芝山、高根台	高根台、芝山、新高根																																																																																					
⑨ 八木が谷	八木が谷、松が丘、大穴、三咲、二和	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台、松が丘、大穴町、大穴南、大穴北																																																																																					
⑩ 豊富	豊富、坪井	小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井西、坪井東、坪井町																																																																																					

該当頁	修正後		修正前	
総則 1.5-2	① 宮本	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、台地周辺の河川沿いの谷底低地や後背低地に、震度6強の非常に強い揺れや、高い～極めて高い液状化の危険性が予測される。また、地区内の住宅密集地において建物被害が多く想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 地区西部の海老川沿いでは、重要水防区域を中心に浸水被害が予測される。また、江戸川においても想定最大規模の洪水時には地区南部で浸水の可能性がある。河川改修や調整池の整備の推進と合わせ、浸水想定範囲の周知による迅速な避難開始が重要となる。 	<p>地域 防災課題と対策方針</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 船橋駅周辺に老朽化木造密集地域がある。 東京湾北部地震では非常に強い揺れや液状化が予測されている。 海岸や河口付近に位置し、津波・高潮や河川のはん濫による浸水被害の危険性が高い。また、江戸川の大規模氾濫時の浸水被害が予測されている。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度6強の非常に強い揺れが分布し、極めて高い液状化の危険性も地区の多くで予測され、数多くの建物被害も想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 港湾施設や埠頭においては、液状化対策の耐震補修工事が終了している。 本地区は、海岸付近や河口付近に立地し、津波や高潮、河川からの浸水被害の危険性が高くなっている。 地区内には大規模商業施設や競技施設が立地し、災害時の地区内滞留者に対する避難対策の検討が重要である。 		<p>① 湊町地域 対策方針</p> <p>地震・津波・液状化</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 商業施設や娯楽施設等も活用した帰宅困難者対策の検討。 地形や地質を考慮した地震発生時の津波や液状化対策の検討。 津波一時避難施設の指定推進と避難体制の周知。 <p>火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業地における大規模火災の対応。事業者の事業継続計画（BCP）の作成など。
	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度6強の非常に強い揺れが点在し、地区南部を中心に極めて高い液状化の危険性が分布する。住宅密集地を中心に建物被害が多く想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 本地区は、海岸付近や河口付近に立地し、地区東部の海老川からの浸水、地区南部の江戸川からの浸水被害の危険性が高い。 災害の種類に応じた、避難場所や避難ルートの検討も必要になる。 地区内の船橋駅は、近接する鉄道3線が集中し、1日の乗降客数が多いことから、災害時の帰宅困難者に対する避難対策の検討が重要である。 	<p>洪水・高潮</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨海部埋立地での救援活動や災害応急対策の拠点となる防災拠点づくり。 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 海老川下流部の都市型水害防止のための河川改修や避難情報の伝達方法の検討などの対策に県と協力して取組む。 <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 		
	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区北部を除く低地に、震度6強の非常に強い揺れや高い液状化の危険性が予測される地域が分布し、住宅密集地においては建物被害が多く想定される。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 地区南側では、高潮被害や、江戸川が大規模に氾濫した際の浸水被害が予測されている。いずれも発生確率は高くないが、潜在的な水害の危険性は高いと考えられる。 一部に県公表の土砂災害危険箇所が位置し、その周辺では住宅被災の危険性がある。 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物が密集し、人が集まる駅や商業施設が多い。 東京湾北部地震では非常に強い揺れや液状化が予測されている。 海老川沿いでは、重要水防区域を中心に浸水被害が予測される。 南部の標高が低い地域での津波・高潮被害や、江戸川の大規模氾濫時の浸水被害が予測されている。 地域内に県公表の土砂災害危険箇所が存在している。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度6弱の揺れが予想されるものの、一部の河川沿いや盛土箇所にて震度6強の非常に強い揺れや液状化の高い危険性が予測される。住宅密集地において建物被害が多く想定される。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 地区南部の低地では、高潮被害や江戸川が大規模に氾濫した際の浸水被害が予測されている。いずれも発生確率は高くないが、潜在的な水害の危険性は高いと考えられる。 地区内の西船橋駅は1日の乗降客数が多く、災害時の帰宅困難者に対する避難対策の検討が重要である。 	<p>② 本町地域 対策方針</p> <p>地震・津波・液状化</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 災害時の重要な南北緊急輸送路として、都市計画道路3・3・7号南本町馬込町線の整備を図る。 地形や地質を考慮した地震発生時の津波や液状化対策の検討。 船橋駅における帰宅困難者対策の検討。 <p>火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の不燃化を図ることなどにより、延焼遮断帯や避難路の整備を進める。 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 <p>洪水・高潮</p> <ul style="list-style-type: none"> 海老川下流部の都市型水害防止のための河川改修や調節池の整備、避難情報の伝達方法の検討などの対策に県と協力して取組む。 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 		

該当頁	修正後		修正前	
総則 1.5-3	⑥ 中山	<p>防災上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度6弱の揺れが予想されるものの、一部地域に震度6強の非常に強い揺れや、高い液状化の危険性が予測される。建物被害の割合は地区全般に渡って高く想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 真間川の氾濫による浸水被害の危険性もあるが、想定最大規模の江戸川の氾濫の際には、地区北部の一部を除き、浸水がほぼ地区全体に広がると想定されている。 災害の種類に応じた避難場所や、避難ルートの検討も必要となる。 	地域	<p>防災課題と対策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れや液状化が予測されている。 道路などの都市基盤の整備が不十分で、老朽化した木造密集市街地がある。 東京湾北部地震では非常に強い揺れ、液状化が予想される。 高潮被害や江戸川や真間川が大規模に氾濫した際の浸水被害が予測されている。
	⑦ 塚田	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度6弱の揺れが予測されるが、一部河川沿いには震度6強の強い揺れが予測され、建物被害は広く分布する。液状化の危険性は、河川沿いの谷底低地など限定的である。 地区内での範囲は限定的だが河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、水害の危険性がある。また、台地上の凹地などで道路冠水事例が比較的多く、一部に床上・床下浸水も見られ、雨水の地盤への浸透能力と排水能力の向上が課題となる。 台地と谷底低地の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性はややあと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。 	③ 葛飾地域	<p>対策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波・液状化 <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 災害時の重要な東西緊急輸送路として、都市計画道路3・4・20号印内習志野台線の整備を図る。 地形や地質を考慮した地震発生時の津波や液状化対策の検討。 西船橋駅における帰宅困難者対策の検討。 火災 <ul style="list-style-type: none"> 沿道の不燃化を図ることなどにより、延焼遮断帯や避難路の整備を進める。 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 洪水・高潮 <ul style="list-style-type: none"> 江戸川や真間川の氾濫に備え、避難情報の伝達方法の検討など、事前の水害対策の推進。 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。
	⑧ 法典	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、概ね地区全般で震度6弱の揺れが予測され、住宅密集地を中心に建物被害が想定されている。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地など限定的である。 他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬18時の場合、約500棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブリーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 台地上の凹地などで、道路冠水や床下浸水事例が比較的多く、雨水の地盤への浸透や排水能力の向上が課題となる。また、台地と谷底低地の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性もややあと考えられる。 	④ 法典地域	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、老朽化した木造密集市街地がある。 台地上の凹地などで、道路冠水事例が比較的多く、雨水の排水能力に課題がある。 台地と平地部の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性がある。
	⑨ 夏見	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、夏見台地の周辺の谷底低地や後背低地の一部に、震度6強の非常に強い揺れや、高い液状化の危険性が予測され、台地上も含めた地区南部の住宅密集地に多くの建物被害が想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 台地周辺の低地では河川からの浸水被害が予測され、水害の危険性が高くなっている。また、夏見台地上の凹地でも、浸水事例（主に道路冠水）が確認され、雨水の地盤への浸透や排水能力の向上が課題となる。台地のきわには傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性も比較的高いと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。 	④ 法典地域	<p>対策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波・液状化 <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 火災 <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 洪水・高潮 <ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。
⑩ 高根・金杉	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いの一部を中心に震度6強の非常に強い揺れが予測される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などでやや高いが、その範囲は限定的である。建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策、発災時の避難・救助行動も予め確認するとともに、河川沿いの地域においては、地盤の液状化対策を確認することが重要である。 河川周辺に浸水の可能性が予測されていて、水害の危険性がある。また、台地と谷底低地の境界に急傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性が比較的高いと考えられる。危険箇所の整備や点検が課題となる。 市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。 			

該当頁	修正後		修正前	
総則 1.5-4	⑪ 二和	<p align="center">防災上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、概ね地区全般で震度6弱の揺れが予想されている一方で、液状化の危険性は地区全般で低い。建物被害は地区の中で住宅密集度の高い地区北部に多く見られる。想定した地震では震度6強以上の揺れが予測されなくとも、建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策、発災時の避難・救助行動を予め確認することは重要である。 台地上の凹地などにおいて、集中的な大雨の際に、床下浸水や道路冠水などの浸水事例が幾つか確認される。透水性舗装の利用などの、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 	地域	<p align="center">防災課題と対策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れや液状化の発生が予測されている。 一部、道路整備が不十分で、木造密集市街地がある。 地震時の火災被害想定では、ケースによって住宅密集地において延焼がやや広がるおそれがある。 台地上の凹地などで、道路冠水事例が比較的多く、雨水の排水能力に課題がある。 台地と平地部の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性がある。 市内において高齢化が進んでいる地区である。
	⑫ 三咲	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、一部を除き概ね地区全般で震度6弱の揺れが予想されている。また、液状化の危険性は一部の河川沿いを除き地区全般で低い。建物被害は住宅密集地を中心に点在しており、建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策、発災時の避難・救助行動を予め確認することが重要となる。 台地上の凹地や河川沿いなどにおいて、道路冠水などの浸水事例が幾つか確認される。透水性舗装の利用などの、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 地区内に三咲公民館（宿泊可能避難所、福祉避難所）と北老人福祉センター（福祉避難所）があるが、地区の北東に偏っており、日頃から隣接する地区の避難場所や避難所を確認し、避難ルートを検討しておく必要がある。 	⑤ 夏見地域	<p align="center">対策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波・液状化 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の重要な広域的緊急輸送路として、都市計画道路 3・1・3 号若松馬込町線の整備を図るよう千葉県に要請する。 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 火災 <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 洪水・高潮 <ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。
	⑬ 八木が谷	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、概ね地区全域で震度6弱の揺れが予測される。液状化の危険性は建物の立地が少ない谷底低地に限られる。日頃から建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策などを予め確認することが重要となる。 他地区と比較すると、相対的に火災による被害が多く、特に地震発生が冬18時の場合、約600棟の焼失被害の発生が想定される。感震プレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 二重川の河川改修事業により水害の危険性は低減したが、依然、河川周辺や台地上の凹地などで道路冠水等の事例が見られる。雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 	⑥ 前原地域	<p align="center">課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れが予測されている。 一部、木造密集市街地がある。 地震時の火災被害想定では、ケースによって住宅密集地において延焼がやや広がるおそれがある。 河川沿いの谷底低地では、液状化危険性があり、浸水事例もある。 台地と平地部の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性がある。 <p align="center">対策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波・液状化 <ul style="list-style-type: none"> 物資の輸送路の整備・確保に努める。 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 火災 <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 洪水・高潮 <ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。
	⑭ 前原	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いを中心に震度6強の強い揺れが予測され、住宅密集地において建物被害が多く想定されている。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地の一部に限定される。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 範囲は限定的だが、河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、大雨の際にその範囲における浸水事例もある。雨水の地盤への浸透能力や河川等の排水能力の向上が課題となる。 		
	⑮ 二宮・飯山満	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いを中心に震度6強の強い揺れが予測される。建物被害は住宅密集地を中心に広く分布するが、震度6強となる前原川流域で建物被害が多くなると想定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地など限定的である。建物の耐震化対策、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測される。河川沿いや台地上の凹地などで浸水事例が見られ、雨水の地盤への浸透と排水能力の向上が課題となる。 台地と谷底低地の境界に急傾斜地も多く、潜在的な土砂災害の危険性が比較的高いと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。 		

該当頁	修正後	修正前
総則 1.5-5	<p style="text-align: center;">防災上の課題</p>	<p style="text-align: center;">防災課題と対策方針</p>
	<p>⑯ 栗田台</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区の多くで震度6強の強い揺れが予測される。建物被害は震度6強となる住宅密集地を中心に広く分布すると想定される。建物の耐震化対策、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 液状化や水害・土砂災害の危険性は低い。 地区の北側の一部箇所において、集中的な大雨の際に道路冠水などの浸水事例が若干数ある。雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 	<p>⑦ 香取野台地域</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れが予測されている。 道路などの都市基盤施設の整備が不十分で、木造密集市街地がある。 地震時の火災被害想定では、ケースによって住宅密集地において延焼がやや広がるおそれがある。 台地上の凹地や河川の蛇行部などで、道路冠水事例、浸水被害が比較的多く、雨水の地盤への浸透・排水能力に課題がある。
	<p>⑰ 三上・田喜野井</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、ほぼ地区全般で震度6強の強い揺れが予測され、建物被害も他地区と比較して、多いと想定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などの範囲で限定的である。 他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬18時の場合、約500棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブリーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 地区南部を中心に台地と低地の境界に傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性はあると考えられる。こうした低地では河川の浸水は想定されていないが、谷沿いに若干数の浸水事例があり、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 	<p>対策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波・液状化 <ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 火災 <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 洪水・高潮 <ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> かけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。
	<p>⑱ 高根台</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、団地の一部を除き、ほぼ地区全般で震度6弱の揺れが予測される。団地が多いため、見かけ上建物被害棟数が少ない地域もあるが、住宅密集地では建物被害は広く分布する。建物の耐震化対策、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 地区の北側の木戸川周辺で浸水の可能性が予測されている。集中的な大雨の際に道路冠水などの浸水事例が少しある程度であるが、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。 	<p>⑧ 新高根・芝山地域</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れが予測されている。 道路などの都市基盤施設の整備が不十分で、木造密集市街地がある。 地震時の火災被害想定では、ケースによって住宅密集地において延焼がやや広がるおそれがある。 近年の集中的な大雨の際に道路冠水などの浸水事例がある。 台地と平地部の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性がある。 市内において高齢化が進んでいる地区である。
	<p>⑲ 新高根・芝山</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いを中心に震度6強の強い揺れが予測される。液状化の危険性については、河川沿いの谷底低地の一部では高いが、その範囲は限定的である。 火災による被害量が多く、地震発生が冬18時の場合、900棟近くが焼失すると想定される。感震ブリーカーの設置や消火器の適切な設置、自主防災組織による消火訓練など、日頃の自助・共助の活動が重要となる。 飯山満川周辺に浸水の可能性が予測されている。また宅地造成工事規制区域が地区南部に広がり、台地と谷底低地の境界に急傾斜地も多く、潜在的な土砂災害の危険性が比較的高いと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。 	<p>対策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波・液状化 <ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 火災 <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 洪水・高潮 <ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> かけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。
<p>⑳ 松が丘</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いで震度6強の強い揺れが予測される。液状化の危険性についても、範囲は限定的であるが、河川沿いの谷底低地などで危険性が高い地域がある。 他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬18時の場合、約500棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブリーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 河川周辺に浸水の可能性が予測されている。 市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。 		

該当頁	修正後	修正前																																							
総則 1.5-6	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 264 306 295">地域</th> <th data-bbox="306 264 836 295">防災上の課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 295 306 519">⑳ 大穴</td> <td data-bbox="306 295 836 519"> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、木戸川や三咲川沿いに震度6強の強い揺れが予測され、液状化の危険度も木戸川や三咲川、大穴川の流域を中心に高くなっている。建物被害は住宅密集地を中心に広く分布する。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、実際に河川の分岐付近や一部の上流部では、床上・床下浸水も発生した。治水対策と共に、雨水の地盤への浸透能力の向上が課題となる。 地区北東部の台地と谷底低地の境界には県の土砂災害危険箇所が集中し、潜在的な土砂災害の危険性もやや高いと考えられ、危険箇所の整備・点検が課題となる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 519 306 734">㉑ 習志野台</td> <td data-bbox="306 519 836 734"> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区の東側を中心に震度6強の強い揺れが予測され、建物被害も広く分布する。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などの範囲で限定的である。 他地区と比較すると、相対的に火災による被害が多く、特に地震発生が冬18時の場合、約400種の焼失被害の発生が想定される。感震プレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 地区西部の飯山満川の蛇行部に浸水被害が予測され、実際に浸水事例があった。また台地上の凹地などでも道路冠水事例が比較的多く、地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 734 306 949">㉒ 豊富</td> <td data-bbox="306 734 836 949"> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いの一部の地域を除き、震度6弱の揺れが予測される。建物被害は建物が密集する一部地域に限定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などに限定されるが、一部危険度が極めて高い地域もある。 台地と谷底低地の境界に急傾斜地が多く、県公表の土砂災害危険箇所も多い。潜在的な土砂災害の危険性はやや高いと考えられる。 地区には河川や水路も多く、低地では河川の浸水が想定されるエリアや実際に道路冠水等の事例もある。 地区が広く、避難場所への距離が遠い場合があるという課題がある。また、市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 949 306 1142">㉓ 坪井</td> <td data-bbox="306 949 836 1142"> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いや地区の南部で震度6強の強い揺れが予測される。液状化危険度も河川沿いを中心に高い～極めて高い地域が分布する。建物被害の分布は、震度6強の地域のほか、松が丘地区を挟んで火災が広がると想定される地域で多いと想定される。比較的新しい建物が多いため、室内における家具等の転倒防止対策や、出火防止、延焼抑止のための事前対策が重要である。 台地と谷底低地の境界に急傾斜地があり、宅地造成工事規制区域も地区の西半分が広がっていて、潜在的な土砂災害の危険性があると考えられる。 まちづくりに伴い、避難場所の充実が図られている。これに対応して定期的な避難訓練の実施などが求められる。 </td> </tr> </tbody> </table>	地域	防災上の課題	⑳ 大穴	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、木戸川や三咲川沿いに震度6強の強い揺れが予測され、液状化の危険度も木戸川や三咲川、大穴川の流域を中心に高くなっている。建物被害は住宅密集地を中心に広く分布する。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、実際に河川の分岐付近や一部の上流部では、床上・床下浸水も発生した。治水対策と共に、雨水の地盤への浸透能力の向上が課題となる。 地区北東部の台地と谷底低地の境界には県の土砂災害危険箇所が集中し、潜在的な土砂災害の危険性もやや高いと考えられ、危険箇所の整備・点検が課題となる。 	㉑ 習志野台	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区の東側を中心に震度6強の強い揺れが予測され、建物被害も広く分布する。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などの範囲で限定的である。 他地区と比較すると、相対的に火災による被害が多く、特に地震発生が冬18時の場合、約400種の焼失被害の発生が想定される。感震プレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 地区西部の飯山満川の蛇行部に浸水被害が予測され、実際に浸水事例があった。また台地上の凹地などでも道路冠水事例が比較的多く、地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 	㉒ 豊富	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いの一部の地域を除き、震度6弱の揺れが予測される。建物被害は建物が密集する一部地域に限定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などに限定されるが、一部危険度が極めて高い地域もある。 台地と谷底低地の境界に急傾斜地が多く、県公表の土砂災害危険箇所も多い。潜在的な土砂災害の危険性はやや高いと考えられる。 地区には河川や水路も多く、低地では河川の浸水が想定されるエリアや実際に道路冠水等の事例もある。 地区が広く、避難場所への距離が遠い場合があるという課題がある。また、市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。 	㉓ 坪井	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いや地区の南部で震度6強の強い揺れが予測される。液状化危険度も河川沿いを中心に高い～極めて高い地域が分布する。建物被害の分布は、震度6強の地域のほか、松が丘地区を挟んで火災が広がると想定される地域で多いと想定される。比較的新しい建物が多いため、室内における家具等の転倒防止対策や、出火防止、延焼抑止のための事前対策が重要である。 台地と谷底低地の境界に急傾斜地があり、宅地造成工事規制区域も地区の西半分が広がっていて、潜在的な土砂災害の危険性があると考えられる。 まちづくりに伴い、避難場所の充実が図られている。これに対応して定期的な避難訓練の実施などが求められる。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="900 250 954 282">地域</th> <th colspan="2" data-bbox="954 250 1489 282">防災課題と対策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="900 282 954 600">㉑ 八木が谷地域</td> <td data-bbox="954 282 1059 600">課題</td> <td data-bbox="1059 282 1489 600"> <ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れが予測されている。 狭い道路が入り組んだ木造密集市街地がある。 地震時の火災被害想定では、ケースによって延焼がやや広がる住宅密集地がある。 河川周辺や台地上の凹地などで、近年の集中的な大雨の際に道路冠水や床上・床下浸水などの浸水事例がある。 市内において高齢化が進んでいる地区である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 600 954 860">㉒ 豊富地域</td> <td data-bbox="954 600 1059 860">対策方針</td> <td data-bbox="1059 600 1489 860"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="963 636 1059 698">地震・津波・液状化</td> <td data-bbox="1059 636 1489 698"> <ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 698 1059 761">火災</td> <td data-bbox="1059 698 1489 761"> <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 761 1059 824">洪水・高潮</td> <td data-bbox="1059 761 1489 824"> <ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 824 1059 860">土砂災害</td> <td data-bbox="1059 824 1489 860"> <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 860 954 1142">㉓ 豊富地域</td> <td data-bbox="954 860 1059 1142">課題</td> <td data-bbox="1059 860 1489 1142"> <ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れが予測されている。 台地と平地部の境界には傾斜地が多く、県公表の土砂災害危険箇所も多い。宅地造成工事規制区域も広い。 地区が広く、避難場所への距離が遠い場合がある。福祉施設も多い。 市内において高齢化が進んでいる地区である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 1142 954 1525">㉔ 豊富地域</td> <td data-bbox="954 1142 1059 1525">対策方針</td> <td data-bbox="1059 1142 1489 1525"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="963 1178 1059 1240">地震・津波・液状化</td> <td data-bbox="1059 1178 1489 1240"> <ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1240 1059 1303">火災</td> <td data-bbox="1059 1240 1489 1303">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1303 1059 1525">土砂災害</td> <td data-bbox="1059 1303 1489 1525"> <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	地域	防災課題と対策方針		㉑ 八木が谷地域	課題	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れが予測されている。 狭い道路が入り組んだ木造密集市街地がある。 地震時の火災被害想定では、ケースによって延焼がやや広がる住宅密集地がある。 河川周辺や台地上の凹地などで、近年の集中的な大雨の際に道路冠水や床上・床下浸水などの浸水事例がある。 市内において高齢化が進んでいる地区である。 	㉒ 豊富地域	対策方針	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="963 636 1059 698">地震・津波・液状化</td> <td data-bbox="1059 636 1489 698"> <ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 698 1059 761">火災</td> <td data-bbox="1059 698 1489 761"> <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 761 1059 824">洪水・高潮</td> <td data-bbox="1059 761 1489 824"> <ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 824 1059 860">土砂災害</td> <td data-bbox="1059 824 1489 860"> <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 </td> </tr> </table>	地震・津波・液状化	<ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 	火災	<ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 	洪水・高潮	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 	㉓ 豊富地域	課題	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れが予測されている。 台地と平地部の境界には傾斜地が多く、県公表の土砂災害危険箇所も多い。宅地造成工事規制区域も広い。 地区が広く、避難場所への距離が遠い場合がある。福祉施設も多い。 市内において高齢化が進んでいる地区である。 	㉔ 豊富地域	対策方針	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="963 1178 1059 1240">地震・津波・液状化</td> <td data-bbox="1059 1178 1489 1240"> <ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1240 1059 1303">火災</td> <td data-bbox="1059 1240 1489 1303">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1303 1059 1525">土砂災害</td> <td data-bbox="1059 1303 1489 1525"> <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 </td> </tr> </table>	地震・津波・液状化	<ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 	火災	-	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。
地域	防災上の課題																																								
⑳ 大穴	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、木戸川や三咲川沿いに震度6強の強い揺れが予測され、液状化の危険度も木戸川や三咲川、大穴川の流域を中心に高くなっている。建物被害は住宅密集地を中心に広く分布する。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、実際に河川の分岐付近や一部の上流部では、床上・床下浸水も発生した。治水対策と共に、雨水の地盤への浸透能力の向上が課題となる。 地区北東部の台地と谷底低地の境界には県の土砂災害危険箇所が集中し、潜在的な土砂災害の危険性もやや高いと考えられ、危険箇所の整備・点検が課題となる。 																																								
㉑ 習志野台	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、地区の東側を中心に震度6強の強い揺れが予測され、建物被害も広く分布する。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などの範囲で限定的である。 他地区と比較すると、相対的に火災による被害が多く、特に地震発生が冬18時の場合、約400種の焼失被害の発生が想定される。感震プレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 地区西部の飯山満川の蛇行部に浸水被害が予測され、実際に浸水事例があった。また台地上の凹地などでも道路冠水事例が比較的多く、地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 																																								
㉒ 豊富	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いの一部の地域を除き、震度6弱の揺れが予測される。建物被害は建物が密集する一部地域に限定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などに限定されるが、一部危険度が極めて高い地域もある。 台地と谷底低地の境界に急傾斜地が多く、県公表の土砂災害危険箇所も多い。潜在的な土砂災害の危険性はやや高いと考えられる。 地区には河川や水路も多く、低地では河川の浸水が想定されるエリアや実際に道路冠水等の事例もある。 地区が広く、避難場所への距離が遠い場合があるという課題がある。また、市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。 																																								
㉓ 坪井	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いや地区の南部で震度6強の強い揺れが予測される。液状化危険度も河川沿いを中心に高い～極めて高い地域が分布する。建物被害の分布は、震度6強の地域のほか、松が丘地区を挟んで火災が広がると想定される地域で多いと想定される。比較的新しい建物が多いため、室内における家具等の転倒防止対策や、出火防止、延焼抑止のための事前対策が重要である。 台地と谷底低地の境界に急傾斜地があり、宅地造成工事規制区域も地区の西半分が広がっていて、潜在的な土砂災害の危険性があると考えられる。 まちづくりに伴い、避難場所の充実が図られている。これに対応して定期的な避難訓練の実施などが求められる。 																																								
地域	防災課題と対策方針																																								
㉑ 八木が谷地域	課題	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れが予測されている。 狭い道路が入り組んだ木造密集市街地がある。 地震時の火災被害想定では、ケースによって延焼がやや広がる住宅密集地がある。 河川周辺や台地上の凹地などで、近年の集中的な大雨の際に道路冠水や床上・床下浸水などの浸水事例がある。 市内において高齢化が進んでいる地区である。 																																							
㉒ 豊富地域	対策方針	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="963 636 1059 698">地震・津波・液状化</td> <td data-bbox="1059 636 1489 698"> <ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 698 1059 761">火災</td> <td data-bbox="1059 698 1489 761"> <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 761 1059 824">洪水・高潮</td> <td data-bbox="1059 761 1489 824"> <ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 824 1059 860">土砂災害</td> <td data-bbox="1059 824 1489 860"> <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 </td> </tr> </table>	地震・津波・液状化	<ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 	火災	<ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 	洪水・高潮	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 																															
地震・津波・液状化	<ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 																																								
火災	<ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地の環境を改善する。 																																								
洪水・高潮	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害軽減のための貯留施設や下水道整備等の推進。 																																								
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 																																								
㉓ 豊富地域	課題	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾北部地震の際、強い揺れが予測されている。 台地と平地部の境界には傾斜地が多く、県公表の土砂災害危険箇所も多い。宅地造成工事規制区域も広い。 地区が広く、避難場所への距離が遠い場合がある。福祉施設も多い。 市内において高齢化が進んでいる地区である。 																																							
㉔ 豊富地域	対策方針	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="963 1178 1059 1240">地震・津波・液状化</td> <td data-bbox="1059 1178 1489 1240"> <ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1240 1059 1303">火災</td> <td data-bbox="1059 1240 1489 1303">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1303 1059 1525">土砂災害</td> <td data-bbox="1059 1303 1489 1525"> <ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 </td> </tr> </table>	地震・津波・液状化	<ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 	火災	-	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 																																	
地震・津波・液状化	<ul style="list-style-type: none"> 地形や地質を考慮した地震発生時の液状化対策の検討。 発災時の避難行動や安否確認方法の啓発。 																																								
火災	-																																								
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> がけ地などの崩壊危険箇所の安全対策や、擁壁の倒壊防止のための指導・誘導に取組む。 																																								

③地震防災戦略策定に伴う減災目標の明記（総 1.6-1、1.6-2 等）

防災アセスメント調査の結果を元に作成した、船橋市地震防災戦略にて設定した、減災目標及び目標を達成するための減災施策の体系を明記した。

該当頁	修正後	修正前																																																																																		
総則 1.6-1	<p>第6節 減災目標</p> <p>1. 減災目標</p> <p>船橋市地震防災戦略にて、減災目標を以下のとおり設定する。</p> <p>「死者数及び直接経済被害額を概ね半減させる」</p> <table border="1" data-bbox="277 607 823 779"> <thead> <tr> <th>千葉県北西部直下地震 (冬1.8時・風速8m/s)</th> <th>現況</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊・焼失棟数</td> <td>17,310棟</td> <td>7,360棟</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>790人</td> <td>310人</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物発生量</td> <td>約3,130,000トン</td> <td>約1,470,000トン</td> </tr> <tr> <td>直接経済被害額</td> <td>22,340億円</td> <td>12,930億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減災目標を達成するための主な施策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 住宅等の耐震化率 89%を 95%に向上</p> <p>② 家具の転倒防止対策や各種落下物対策の推進</p> <p>③ 消防・防災訓練参加率向上による初期消火率の向上</p> <p>④ スタンドパイプの貸与の実施</p> <p>⑤ 感震ブレーカーの設置促進</p> </div>	千葉県北西部直下地震 (冬1.8時・風速8m/s)	現況	目標	全壊・焼失棟数	17,310棟	7,360棟	死者数	790人	310人	災害廃棄物発生量	約3,130,000トン	約1,470,000トン	直接経済被害額	22,340億円	12,930億円	<p>第6節 減災目標</p> <p>市における減災目標は、市総合計画後期基本計画に示される下記の項目を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="895 557 1489 1451"> <thead> <tr> <th>目標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自主防災組織結成率</td> <td>61%^{※1}</td> <td>70%^{※4}</td> <td>結成率＝自主防災組織を結成した町会・自治会・マンション管理組合の加入世帯数／市内全世帯数</td> </tr> <tr> <td>目標設定の考え方</td> <td></td> <td>平成22年度の全国の平均結成率が71%であることから、計画期間中に70%まで上げることが目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災士資格の取得者数</td> <td>53名^{※1}</td> <td>100名^{※4}</td> <td>市の計画に基づき新たに防災士の資格を取得した職員の数で平成21年度からの累計</td> </tr> <tr> <td>目標設定の考え方</td> <td></td> <td>毎年10名ずつ防災士資格を取得することにより達成できる人数を目標値として設定した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災行政無線固定系デジタル化率</td> <td>0%^{※1}</td> <td>100%^{※4}</td> <td>デジタル化率＝デジタル化した親局・子局数／全親局・子局数</td> </tr> <tr> <td>目標設定の考え方</td> <td></td> <td>防災行政無線のうち旧型受信機 86 基について、計画期間中にすべて新型に交換することを目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市有建築物の耐震化率</td> <td>92%^{※1}</td> <td>90%^{※5}</td> <td>「耐震化整備状況及び整備時期リスト」より算出 ※非木造で2階建以上、または延べ面積200㎡を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>目標設定の考え方</td> <td></td> <td>「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定した。平成28年度以後は実績等を参考に、計画と目標を検討する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小中学校の耐震化率</td> <td>87.6%^{※1}</td> <td>100%^{※5}</td> <td>耐震化率＝耐震性能を有する建物棟数／市立小・中学校の全建物棟数</td> </tr> <tr> <td>目標設定の考え方</td> <td></td> <td>平成27年度中に100%とすることを目標として設定する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民間の住宅の耐震化率</td> <td>約88%^{※2}</td> <td>90%^{※5}</td> <td>総務省住宅・土地統計調査データ等をもとに耐震化率を推計</td> </tr> <tr> <td>目標設定の考え方</td> <td></td> <td>「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定した。平成28年度以後は実績等を参考に、計画と目標を検討する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐震化橋梁数</td> <td>10橋^{※1}</td> <td>17橋^{※4}</td> <td>平成15年度からの累計</td> </tr> <tr> <td>目標設定の考え方</td> <td></td> <td>平成15年度より緊急輸送道路等17橋の耐震化を進めていることから、計画期間中に完了することを目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下水道管路施設の耐震化率</td> <td>88%^{※1}</td> <td>100%^{※4}</td> <td>緊急輸送道路に埋設されている重要な下水管（74,944m）の耐震化率（平成12年度からの累計）</td> </tr> <tr> <td>目標設定の考え方</td> <td></td> <td>「船橋市下水道総合地蔵対策計画」において、緊急輸送道路に埋設されている重要な下水管（74,944m）の耐震化を掲げていることから、基本計画期間中に完了することを目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1時間50ミリの降雨に対応した河川改修率</td> <td>44%^{※3}</td> <td>53%^{※4}</td> <td>改修率＝改修済み延長／改修対象河川延長</td> </tr> <tr> <td>目標設定の考え方</td> <td></td> <td>現在施工中の河川が準用河川木戸川と普通河川北谷津川であり、木戸川が平成27年度に完了予定であること、また北谷津川の過去の推移を参考に、施策推進の効果を見込んで、目標を設定した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成26年度 ※2 平成20年度 ※3 平成25年度 ※4 平成32年度 ※5 平成27年度</p>	目標名	現状値	目標値	備 考	自主防災組織結成率	61% ^{※1}	70% ^{※4}	結成率＝自主防災組織を結成した町会・自治会・マンション管理組合の加入世帯数／市内全世帯数	目標設定の考え方		平成22年度の全国の平均結成率が71%であることから、計画期間中に70%まで上げることが目標として設定した。	防災士資格の取得者数	53名 ^{※1}	100名 ^{※4}	市の計画に基づき新たに防災士の資格を取得した職員の数で平成21年度からの累計	目標設定の考え方		毎年10名ずつ防災士資格を取得することにより達成できる人数を目標値として設定した。	防災行政無線固定系デジタル化率	0% ^{※1}	100% ^{※4}	デジタル化率＝デジタル化した親局・子局数／全親局・子局数	目標設定の考え方		防災行政無線のうち旧型受信機 86 基について、計画期間中にすべて新型に交換することを目標として設定した。	市有建築物の耐震化率	92% ^{※1}	90% ^{※5}	「耐震化整備状況及び整備時期リスト」より算出 ※非木造で2階建以上、または延べ面積200㎡を超えるもの	目標設定の考え方		「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定した。平成28年度以後は実績等を参考に、計画と目標を検討する。	小中学校の耐震化率	87.6% ^{※1}	100% ^{※5}	耐震化率＝耐震性能を有する建物棟数／市立小・中学校の全建物棟数	目標設定の考え方		平成27年度中に100%とすることを目標として設定する。	民間の住宅の耐震化率	約88% ^{※2}	90% ^{※5}	総務省住宅・土地統計調査データ等をもとに耐震化率を推計	目標設定の考え方		「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定した。平成28年度以後は実績等を参考に、計画と目標を検討する。	耐震化橋梁数	10橋 ^{※1}	17橋 ^{※4}	平成15年度からの累計	目標設定の考え方		平成15年度より緊急輸送道路等17橋の耐震化を進めていることから、計画期間中に完了することを目標として設定した。	下水道管路施設の耐震化率	88% ^{※1}	100% ^{※4}	緊急輸送道路に埋設されている重要な下水管（74,944m）の耐震化率（平成12年度からの累計）	目標設定の考え方		「船橋市下水道総合地蔵対策計画」において、緊急輸送道路に埋設されている重要な下水管（74,944m）の耐震化を掲げていることから、基本計画期間中に完了することを目標として設定した。	1時間50ミリの降雨に対応した河川改修率	44% ^{※3}	53% ^{※4}	改修率＝改修済み延長／改修対象河川延長	目標設定の考え方		現在施工中の河川が準用河川木戸川と普通河川北谷津川であり、木戸川が平成27年度に完了予定であること、また北谷津川の過去の推移を参考に、施策推進の効果を見込んで、目標を設定した。
千葉県北西部直下地震 (冬1.8時・風速8m/s)	現況	目標																																																																																		
全壊・焼失棟数	17,310棟	7,360棟																																																																																		
死者数	790人	310人																																																																																		
災害廃棄物発生量	約3,130,000トン	約1,470,000トン																																																																																		
直接経済被害額	22,340億円	12,930億円																																																																																		
目標名	現状値	目標値	備 考																																																																																	
自主防災組織結成率	61% ^{※1}	70% ^{※4}	結成率＝自主防災組織を結成した町会・自治会・マンション管理組合の加入世帯数／市内全世帯数																																																																																	
	目標設定の考え方		平成22年度の全国の平均結成率が71%であることから、計画期間中に70%まで上げることが目標として設定した。																																																																																	
防災士資格の取得者数	53名 ^{※1}	100名 ^{※4}	市の計画に基づき新たに防災士の資格を取得した職員の数で平成21年度からの累計																																																																																	
	目標設定の考え方		毎年10名ずつ防災士資格を取得することにより達成できる人数を目標値として設定した。																																																																																	
防災行政無線固定系デジタル化率	0% ^{※1}	100% ^{※4}	デジタル化率＝デジタル化した親局・子局数／全親局・子局数																																																																																	
	目標設定の考え方		防災行政無線のうち旧型受信機 86 基について、計画期間中にすべて新型に交換することを目標として設定した。																																																																																	
市有建築物の耐震化率	92% ^{※1}	90% ^{※5}	「耐震化整備状況及び整備時期リスト」より算出 ※非木造で2階建以上、または延べ面積200㎡を超えるもの																																																																																	
	目標設定の考え方		「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定した。平成28年度以後は実績等を参考に、計画と目標を検討する。																																																																																	
小中学校の耐震化率	87.6% ^{※1}	100% ^{※5}	耐震化率＝耐震性能を有する建物棟数／市立小・中学校の全建物棟数																																																																																	
	目標設定の考え方		平成27年度中に100%とすることを目標として設定する。																																																																																	
民間の住宅の耐震化率	約88% ^{※2}	90% ^{※5}	総務省住宅・土地統計調査データ等をもとに耐震化率を推計																																																																																	
	目標設定の考え方		「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定した。平成28年度以後は実績等を参考に、計画と目標を検討する。																																																																																	
耐震化橋梁数	10橋 ^{※1}	17橋 ^{※4}	平成15年度からの累計																																																																																	
	目標設定の考え方		平成15年度より緊急輸送道路等17橋の耐震化を進めていることから、計画期間中に完了することを目標として設定した。																																																																																	
下水道管路施設の耐震化率	88% ^{※1}	100% ^{※4}	緊急輸送道路に埋設されている重要な下水管（74,944m）の耐震化率（平成12年度からの累計）																																																																																	
	目標設定の考え方		「船橋市下水道総合地蔵対策計画」において、緊急輸送道路に埋設されている重要な下水管（74,944m）の耐震化を掲げていることから、基本計画期間中に完了することを目標として設定した。																																																																																	
1時間50ミリの降雨に対応した河川改修率	44% ^{※3}	53% ^{※4}	改修率＝改修済み延長／改修対象河川延長																																																																																	
	目標設定の考え方		現在施工中の河川が準用河川木戸川と普通河川北谷津川であり、木戸川が平成27年度に完了予定であること、また北谷津川の過去の推移を参考に、施策推進の効果を見込んで、目標を設定した。																																																																																	

該当頁	修正後	修正前																																																															
総則 1.6-2	<p>2. 船橋市地震防災戦略の施策体系</p> <p>減災目標を達成するための減災施策について、3つの基本目標（Ⅰ 予防対策による減災、Ⅱ 応急対策による減災、Ⅲ 復旧・復興対策による減災）を設定し、18の施策分野、38の対策項目に体系化し、対策を選定した。</p> <p style="text-align: center;">船橋市地震防災戦略の施策体系</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">基本目標 (大柱)</th> <th style="width: 35%;">施策分野 (中柱)</th> <th style="width: 50%;">対策項目 (小柱)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">Ⅰ 予防対策による減災</td> <td rowspan="4">1 建築物等の安全確保対策</td> <td>① 住宅等の耐震化の促進</td> </tr> <tr> <td>② 公共建築物の耐震化の推進</td> </tr> <tr> <td>③ 建築物の防火・不燃化対策の促進</td> </tr> <tr> <td>④ 屋内収容物等の耐震対策の促進</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 計画的な土地利用と市街地整備の促進</td> <td>⑤ 市街地整備の促進</td> </tr> <tr> <td>⑥ 公設消防力の向上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3 津波に対する減災対策</td> <td>⑦ 海岸保全施設等の整備</td> </tr> <tr> <td>⑧ 津波からの一時避難施設や避難路等の整備</td> </tr> <tr> <td>⑨ 津波避難や津波被害軽減に係る取り組み</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 かけ崩れ、液状化対策</td> <td>⑩ 土砂災害対策の推進</td> </tr> <tr> <td>⑪ 液状化対策の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 道路、橋梁、河川等の安全対策 (緊急輸送路等の確保対策)</td> <td>⑫ 道路・橋梁・鉄道の安全対策の推進</td> </tr> <tr> <td>⑬ 河川・排水路等の強化</td> </tr> <tr> <td>6 ライフラインの被害防止</td> <td>⑭ ライフライン施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7 危険物施設等の安全対策</td> <td>⑮ 危険物施設等の安全対策の推進</td> </tr> <tr> <td>⑯ 防災に関する普及啓発の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">8 市民及び地域防災力の向上</td> <td>⑰ 防災学習の推進</td> </tr> <tr> <td>⑱ 防災に関わる人材の育成</td> </tr> <tr> <td>⑲ 地域防災力の向上（自主防災活動の強化）</td> </tr> <tr> <td>⑳ 防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>㉑ 業務継続体制・災害対策本部機能の強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">Ⅱ 応急対策による減災</td> <td rowspan="2">9 災害対応能力の向上</td> <td>㉒ 緊急物資等の確保</td> </tr> <tr> <td>㉓ 広域連携体制・受援体制の充実強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 市民への適切な情報発信</td> <td>㉔ ボランティア受け入れ体制・支援の充実</td> </tr> <tr> <td>㉕ 市民への広報体制の強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11 避難対策の充実</td> <td>㉖ 避難所運営体制の整備</td> </tr> <tr> <td>㉗ 安全かつ快適な避難生活に資する環境整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12 帰宅困難者の発生抑制と支援</td> <td>㉘ 中高層建築物における避難者対策の推進</td> </tr> <tr> <td>㉙ 帰宅困難者・滞留者対策の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">13 災害時医療・救護・防疫体制等の強化</td> <td>㉚ 医療救護体制の充実強化</td> </tr> <tr> <td>㉛ 災害時における要配慮者等への支援の充実</td> </tr> <tr> <td>㉜ 遺体の取扱いに関する体制整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14 文教対策</td> <td>㉝ 防疫体制の整備</td> </tr> <tr> <td>㉞ 応急教育対策の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15 災害廃棄物の処理対策</td> <td>㉟ 災害廃棄物の処理体制の整備</td> </tr> <tr> <td>㊱ 復旧・復興体制の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Ⅲ 復旧・復興対策による減災</td> <td>16 復旧・復興体制の推進</td> <td>㊲ 復旧・復興体制の整備</td> </tr> <tr> <td>17 被災者の早期生活再建の支援</td> <td>㊳ 被災者の生活支援の充実</td> </tr> <tr> <td>18 経済・産業の速やかな再生の支援</td> <td>㊴ 速やかな経済の再生</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標 (大柱)	施策分野 (中柱)	対策項目 (小柱)	Ⅰ 予防対策による減災	1 建築物等の安全確保対策	① 住宅等の耐震化の促進	② 公共建築物の耐震化の推進	③ 建築物の防火・不燃化対策の促進	④ 屋内収容物等の耐震対策の促進	2 計画的な土地利用と市街地整備の促進	⑤ 市街地整備の促進	⑥ 公設消防力の向上	3 津波に対する減災対策	⑦ 海岸保全施設等の整備	⑧ 津波からの一時避難施設や避難路等の整備	⑨ 津波避難や津波被害軽減に係る取り組み	4 かけ崩れ、液状化対策	⑩ 土砂災害対策の推進	⑪ 液状化対策の推進	5 道路、橋梁、河川等の安全対策 (緊急輸送路等の確保対策)	⑫ 道路・橋梁・鉄道の安全対策の推進	⑬ 河川・排水路等の強化	6 ライフラインの被害防止	⑭ ライフライン施設の耐震化	7 危険物施設等の安全対策	⑮ 危険物施設等の安全対策の推進	⑯ 防災に関する普及啓発の推進	8 市民及び地域防災力の向上	⑰ 防災学習の推進	⑱ 防災に関わる人材の育成	⑲ 地域防災力の向上（自主防災活動の強化）	⑳ 防災訓練の実施	㉑ 業務継続体制・災害対策本部機能の強化	Ⅱ 応急対策による減災	9 災害対応能力の向上	㉒ 緊急物資等の確保	㉓ 広域連携体制・受援体制の充実強化	10 市民への適切な情報発信	㉔ ボランティア受け入れ体制・支援の充実	㉕ 市民への広報体制の強化	11 避難対策の充実	㉖ 避難所運営体制の整備	㉗ 安全かつ快適な避難生活に資する環境整備	12 帰宅困難者の発生抑制と支援	㉘ 中高層建築物における避難者対策の推進	㉙ 帰宅困難者・滞留者対策の推進	13 災害時医療・救護・防疫体制等の強化	㉚ 医療救護体制の充実強化	㉛ 災害時における要配慮者等への支援の充実	㉜ 遺体の取扱いに関する体制整備	14 文教対策	㉝ 防疫体制の整備	㉞ 応急教育対策の実施	15 災害廃棄物の処理対策	㉟ 災害廃棄物の処理体制の整備	㊱ 復旧・復興体制の推進	Ⅲ 復旧・復興対策による減災	16 復旧・復興体制の推進	㊲ 復旧・復興体制の整備	17 被災者の早期生活再建の支援	㊳ 被災者の生活支援の充実	18 経済・産業の速やかな再生の支援	㊴ 速やかな経済の再生	
基本目標 (大柱)	施策分野 (中柱)	対策項目 (小柱)																																																															
Ⅰ 予防対策による減災	1 建築物等の安全確保対策	① 住宅等の耐震化の促進																																																															
		② 公共建築物の耐震化の推進																																																															
		③ 建築物の防火・不燃化対策の促進																																																															
		④ 屋内収容物等の耐震対策の促進																																																															
	2 計画的な土地利用と市街地整備の促進	⑤ 市街地整備の促進																																																															
		⑥ 公設消防力の向上																																																															
	3 津波に対する減災対策	⑦ 海岸保全施設等の整備																																																															
		⑧ 津波からの一時避難施設や避難路等の整備																																																															
		⑨ 津波避難や津波被害軽減に係る取り組み																																																															
	4 かけ崩れ、液状化対策	⑩ 土砂災害対策の推進																																																															
		⑪ 液状化対策の推進																																																															
	5 道路、橋梁、河川等の安全対策 (緊急輸送路等の確保対策)	⑫ 道路・橋梁・鉄道の安全対策の推進																																																															
		⑬ 河川・排水路等の強化																																																															
	6 ライフラインの被害防止	⑭ ライフライン施設の耐震化																																																															
7 危険物施設等の安全対策	⑮ 危険物施設等の安全対策の推進																																																																
	⑯ 防災に関する普及啓発の推進																																																																
8 市民及び地域防災力の向上	⑰ 防災学習の推進																																																																
	⑱ 防災に関わる人材の育成																																																																
	⑲ 地域防災力の向上（自主防災活動の強化）																																																																
	⑳ 防災訓練の実施																																																																
	㉑ 業務継続体制・災害対策本部機能の強化																																																																
Ⅱ 応急対策による減災	9 災害対応能力の向上	㉒ 緊急物資等の確保																																																															
		㉓ 広域連携体制・受援体制の充実強化																																																															
	10 市民への適切な情報発信	㉔ ボランティア受け入れ体制・支援の充実																																																															
		㉕ 市民への広報体制の強化																																																															
	11 避難対策の充実	㉖ 避難所運営体制の整備																																																															
		㉗ 安全かつ快適な避難生活に資する環境整備																																																															
	12 帰宅困難者の発生抑制と支援	㉘ 中高層建築物における避難者対策の推進																																																															
		㉙ 帰宅困難者・滞留者対策の推進																																																															
	13 災害時医療・救護・防疫体制等の強化	㉚ 医療救護体制の充実強化																																																															
		㉛ 災害時における要配慮者等への支援の充実																																																															
㉜ 遺体の取扱いに関する体制整備																																																																	
14 文教対策	㉝ 防疫体制の整備																																																																
	㉞ 応急教育対策の実施																																																																
15 災害廃棄物の処理対策	㉟ 災害廃棄物の処理体制の整備																																																																
	㊱ 復旧・復興体制の推進																																																																
Ⅲ 復旧・復興対策による減災	16 復旧・復興体制の推進	㊲ 復旧・復興体制の整備																																																															
	17 被災者の早期生活再建の支援	㊳ 被災者の生活支援の充実																																																															
18 経済・産業の速やかな再生の支援	㊴ 速やかな経済の再生																																																																

2. 災害医療体制の変更

① 災害時の初期医療体制の変更（地 2.1-24、2.8-1、4.3-22 等）

災害医療対策本部の設置運営を、医師会から保健所へ変更したことに伴い、体制、参集基準等の変更を行った。

該当頁	修正後	修正前
地震 2.1-24	<p>② 本部員会議</p> <p>...</p> <p>③ 災害医療対策本部</p> <p><u>保健所長</u>は、市が災害対策本部を設置したとき、または災害医療対策本部の参集基準（震度 5 強以上）に係る災害発生時には、災害医療対策本部員及び第 1・第 3 要配慮者支援班※とともに、速やかに保健福祉センター 2 階に災害医療対策本部を設置する。</p> <p>※第 1 要配慮者支援班は、本庁舎から職員を派遣</p> <p>...</p>	<p>② 本部員会議</p> <p>...</p> <p>③ 災害医療対策本部</p> <p><u>船橋市医師会長</u>は、市が災害対策本部を設置したとき、または災害医療対策本部の参集基準（震度 5 強以上）に係る災害発生時には、災害医療対策本部員、<u>災害医療応急処置隊員</u>及び第 1・第 3 要配慮者支援班※とともに、速やかに保健福祉センター 2 階に災害医療対策本部を設置する。</p> <p>※第 1 要配慮者支援班は、本庁舎から数名職員を派遣</p> <p>...</p>

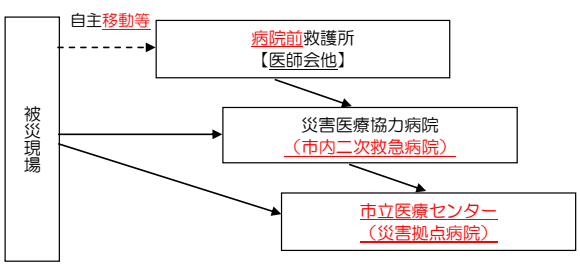
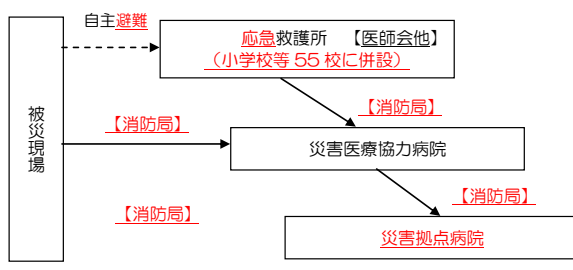
該当頁	修正後	修正前																																				
地震 2.8-1	<p>第 8 節 応急医療救護</p> <p>第 1 災害時の初期医療体制</p> <p>1. 災害医療対策本部</p> <p><u>災害医療対策本部は災害対策本部の下部組織として形成され、医療機能全般を所管するもので、保健所が運営をする。保健所長は災害医療対策本部を保健福祉センター 2 階に開設する。災害医療対策本部は、最も尊重されるべき市民の生命を守るため、市域における災害時医療の指揮命令、調整を行う統括及び地域医療活動の継続、復旧を目的として活動する。災害医療対策本部は、保健所長、保健所次長、保健所理事並びに船橋市地域災害医療コーディネーターにより構成されるが、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の代表者の協力を得ながら運営をする。</u></p> <table border="1" data-bbox="240 1619 858 1827"> <thead> <tr> <th></th> <th>本部長</th> <th>保健所長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害医療対策本部</td> <td>副本部長</td> <td>保健所次長</td> </tr> <tr> <td>事務部門統括</td> <td>保健所理事</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーター</td> <td>船橋市地域災害医療コーディネーター 委嘱者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">医療関係団体の代表者</td> <td>船橋市医師会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>船橋歯科医師会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>船橋薬剤師会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>千葉県柔道整復師会</td> <td>船橋・鎌ヶ谷支部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、市内震度 5 強以上を観測した場合、災害医療対策本部員及びあらかじめ別の参集場所を指定されている者を除く第 1・第 3 要配慮者支援班は、<u>災害医療対策本部へ速やかに自動参集し、</u></p>		本部長	保健所長	災害医療対策本部	副本部長	保健所次長	事務部門統括	保健所理事	災害医療コーディネーター	船橋市地域災害医療コーディネーター 委嘱者			医療関係団体の代表者	船橋市医師会	会長	船橋歯科医師会	会長	船橋薬剤師会	会長	千葉県柔道整復師会	船橋・鎌ヶ谷支部長	<p>第 8 節 応急医療救護</p> <p>第 1 災害時の初期医療体制</p> <p>1. 災害医療対策本部</p> <p><u>医師会は、医師会長を長とする災害医療対策本部を第 1・第 3 要配慮者支援班と共に、保健福祉センター 2 階に開設する。災害医療対策本部は、最も尊重されるべき市民の生命を守るため、市域における災害時医療の指揮命令、調整を行う統括、並びに地域医療活動の継続、復旧を目的とする医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、柔道整復師会より選出された者により構成される医療体制であり、以下の本部員をもって構成する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>災害医療対策本部 本部員の構成</u></p> <table border="1" data-bbox="954 1619 1428 1839"> <thead> <tr> <th>所属団体</th> <th>所属団体における主な役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">船橋市医師会</td> <td>会長 1 名</td> </tr> <tr> <td>副会長 1 名</td> </tr> <tr> <td>救急医療対策委員長 1 名</td> </tr> <tr> <td>理事 1 名</td> </tr> <tr> <td>船橋歯科医師会</td> <td>会長 1 名</td> </tr> <tr> <td>船橋薬剤師会</td> <td>会長 1 名</td> </tr> <tr> <td>千葉県看護協会</td> <td>船橋地区部会長 1 名</td> </tr> <tr> <td>千葉県柔道整復師会</td> <td>船橋鎌ヶ谷支部事業部長 1 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、市内震度 5 強以上を観測した場合、災害医療対策本部員、<u>上記表中の所属団体より指定を受けた会員、および第 1・第 3 要配慮者支援班※は、各々あらかじめ指定された場所へ速やかに自</u></p>	所属団体	所属団体における主な役職	船橋市医師会	会長 1 名	副会長 1 名	救急医療対策委員長 1 名	理事 1 名	船橋歯科医師会	会長 1 名	船橋薬剤師会	会長 1 名	千葉県看護協会	船橋地区部会長 1 名	千葉県柔道整復師会	船橋鎌ヶ谷支部事業部長 1 名
	本部長	保健所長																																				
災害医療対策本部	副本部長	保健所次長																																				
	事務部門統括	保健所理事																																				
	災害医療コーディネーター	船橋市地域災害医療コーディネーター 委嘱者																																				
医療関係団体の代表者	船橋市医師会	会長																																				
	船橋歯科医師会	会長																																				
	船橋薬剤師会	会長																																				
	千葉県柔道整復師会	船橋・鎌ヶ谷支部長																																				
所属団体	所属団体における主な役職																																					
船橋市医師会	会長 1 名																																					
	副会長 1 名																																					
	救急医療対策委員長 1 名																																					
	理事 1 名																																					
船橋歯科医師会	会長 1 名																																					
船橋薬剤師会	会長 1 名																																					
千葉県看護協会	船橋地区部会長 1 名																																					
千葉県柔道整復師会	船橋鎌ヶ谷支部事業部長 1 名																																					

<p>活動するものとする。</p> <p><u>また、医療関係団体の代表者は震度 6 弱以上を観測した場合、災害医療対策本部へ参集し、本部長に協力するものとする。</u></p> <p>2. 情報伝達の流れ</p> <p>情報伝達にあたっては、電話・FAXのほか、市域内の災害医療協力病院に設置する防災MCA無線及び<u>広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS※」という）等</u>を活用し、第1・第3要配慮者支援班が傷病者の受入れ可否等について確認する。</p> <p>また、県との情報連絡並びに県内各医療機関の状況確認については、「ちば救急医療ネット」やEMISなどを活用する。</p> <p>※) <u>EMIS (Emergency Medical Information System)</u> とは、各医療機関がインターネットを介してインフラや人員、薬の量、患者の数等の所定の項目を入力することで、市内医療機関全体の置かれている状況を一括して把握することができるシステムのこと。</p>	<p>動参集し、活動するものとする。</p> <p><u>同時に医師会長は、「災害医療応急処置隊」を医療5団体の会員から選抜、招集し、市の要請に応じて派遣する。</u></p> <p><u>※第1要配慮者支援班は、本庁舎から数名職員を派遣</u></p> <p>2. 情報伝達の流れ</p> <p>情報伝達にあたっては、電話・FAXのほか、市域内の災害医療協力病院12施設に設置する防災MCA無線及びPHSを活用し、第1・第3要配慮者支援班が傷病者の受入れ可否について確認するとともに、<u>災害医療対策本部にリエゾン要員を派遣し、情報共有をするとともに、実働面の連携にかかる相互調整を行う。</u></p> <p>また、県との情報連絡、並びに県内各医療機関の状況確認については、「ちば救急医療ネット」などを活用する。</p> <p>※<u>リエゾン要員：被災状況を踏まえた支援ニーズの把握のため、本部と現場の中間に位置する連絡調整役、及びそれを支える連絡要員のこと。</u></p>
--	--

該当頁	修正後	修正前
地震 4.3-22	<p>2. 防疫対策</p> <p>...</p> <p>3. 保健活動対策</p> <p>災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、<u>災害医療対策本部は、市内関係機関及び外部応援チームの協力を得ながら</u>保健活動を行う。</p> <p>平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、発災時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集の準備を行う。</p> <p>要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。</p>	<p>2. 防疫対策</p> <p>...</p> <p>3. 保健活動対策</p> <p>災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動の準備を行う。</p> <p>平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、発災時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集の準備を行う。</p> <p>要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する<u>こと。</u></p>

② 応急医療体制の変更（地 1.6-3、1.6-4、2.8-2～2.8-5 等）

避難所における応急救護所を廃止とし、新たに病院前救護所を設置する体制を明記した。

該当頁	修正後	修正前
<p>地震 1.6-3 地震 1.6-4</p>	<p>第3 応急医療体制の整備</p> <p>1. 初動医療体制の整備（大規模災害時）</p> <p>(1) <u>病院前救護所</u> <u>参加者</u>の編成</p> <p>災害時に<u>病院前救護所にて活動する者は、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋・鎌ヶ谷支部等の医療関係者等により編成する。</u></p> <p>市は<u>各病院前救護所に参集する者をあらかじめ定め、迅速な応急医療体制の整備に努める。</u></p> <p>(2) <u>医療提供</u>体制</p> <p>市は、大規模な災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な医療が行われるよう、<u>以下の体制を整備する。</u></p> <p>① <u>市内の災害医療協力病院前に病院前救護所を設置し、傷病者のトリアージ及び軽症者（トリアージ緑）の治療を実施する。原則として傷病者は病院前救護所に自助・共助で向かい、トリアージで中等症者・重症者と判定されたら災害医療協力病院へ収容される。</u></p> <p>② <u>災害医療協力病院では、主に中等症者の治療を実施する。重症者については、生命維持の応急処置を行いつつ災害拠点病院に転院を図ることを基本とするが、対応が可能な場合は治療を行う。</u></p> <p>③ <u>市立医療センター（災害拠点病院）では、災害医療協力病院から転院してきた重症者及び他の一般医療機関では対応できない重症者を受け入れる。</u></p>  <p>※<u>傷病者は原則として病院前救護所でトリアージを受けることになるが、例外的に明らかな重症等の場合には、災害医療協力病院・災害拠点病院へ直接搬送されることもある。</u></p> <p>※<u>「病院前救護所」は、主に発災直後～4 8時間以内を目途に、災害医療協力病院の玄関前等に設置され次の機能を有するも</u></p>	<p>第3 応急医療体制の整備</p> <p>1. 初動医療体制の整備（大規模災害時）</p> <p>(1) <u>応急救護所</u> <u>チーム</u>の編成</p> <p>災害時に<u>編成される応急救護所チームは、医療関係者等により編成する。</u></p> <p>市は<u>大規模災害時に備えて、関係機関と協議して迅速な応急医療体制の整備に努める。</u></p> <p>(2) <u>後方</u>医療体制の整備</p> <p>市は、大規模な災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な救急医療が行われるよう、<u>市内収容医療機関のネットワーク化を進める。</u></p> <p><u>また、引き続き船橋地域における医療施設の拡充・強化を図るよう、県その他の関係機関に要請する。</u></p>  <p>図 <u>大規模災害時の応急救護活動要領</u></p> <p>※<u>自主避難とは、避難者が徒歩あるいは付き添われて自主的に移動することを指す。</u></p> <p>※<u>「応急救護所」とは、地域で発生する負傷者の応急的な医療救護活動を行うため、避難所等に開設される施設である。</u></p> <p>※<u>「災害拠点病院」、「災害医療協力病院」とは、応急救護所では</u></p>

	<p><u>のとする。</u></p> <p>①傷病者の重症度を判別する「トリアージポスト」</p> <p>②軽症者（トリアージ緑）への応急的な処置を行う「治療エリア」</p> <p>※「災害医療協力病院」とは、病院前救護所では対応困難な中等症の傷病者等（主にトリアージ黄色）を受入れて、高度な治療・処置を行うことのできる医療機関である。平常時は輪番制で夜間・休日の二次救急対応を担当し、患者の受入れを行なっている。</p> <p>※「災害拠点病院」とは、災害医療協力病院等では対応困難な重症の傷病者（主にトリアージ赤）を受入れて、より高度な治療・処置を行うことのできる医療機関である。県の指定によるもので、船橋市立医療センターが該当する。</p> <p>（3）医師会等との連携の強化</p> <p>市（市長公室、健康福祉局及び消防局）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等と、<u>病院前救護所の設置・運営</u>、傷病者の搬送、<u>病院前救護所参集者</u>の編成、物資・要員の調達等について協議し、初動医療体制を確立しておく。</p>	<p><u>対応困難な重症傷病者等を受入れて、高度な治療・処置を行うことのできる医療機関である。平常時は輪番制で夜間・休日の対応を担当し、患者の受入れを行なっている。</u></p> <p>（3）医師会等との連携の強化</p> <p>市（市長公室、健康福祉局及び消防局）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、<u>看護協会、助産師会</u>等と、救護所の設置・運営、傷病者の搬送、<u>救護チーム</u>の編成、物資・要員の調達等について協議し、初動医療体制を確立しておく。</p>
--	--	--

該当頁	修正後	修正前
地震 2.8-2 地震 2.8-3 地震 2.8-4 地震 2.8-5	<p>3. <u>病院前救護所</u></p> <p><u>本部長は以下のとおり、病院前救護所の設置及び運営を行う。</u></p> <p><u>(1) 設置基準</u></p> <p><u>震度6弱以上 … 本部長の指示があったものとみなし、自動的に設置を開始</u></p> <p><u>震度5強 … 本部長が被災状況を鑑み、必要に応じて設置を指示</u></p> <p><u>(2) 設置場所</u></p> <p>本部長は、応急並びに医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、<u>病院前救護所</u>を設置する。</p> <p><u>病院前救護所は、市内の災害医療協力病院の入口等に設置することを基本とし、状況に応じて迅速な設置に努める。</u></p> <p><u>(3) 病院前救護所の設置及び運営</u></p> <p><u>病院前救護所の設置、運営の実務は、市内震度6弱以上を観測した場合の自動参集若しくは災害医療対策本部の要請により参</u></p>	<p>3. <u>応急救護所の設置</u></p> <p><u>(1) 設置場所</u></p> <p>本部長は、応急並びに医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、<u>災害医療対策本部の協力を得て応急救護所</u>を設置する。</p> <p><u>応急救護所は、市内の各小学校54校、並びに特別支援学校(高根台校舎)の保健室に設置することを基本とし、状況に応じて迅速な設置に努める。</u></p> <p><u>(2) 応急救護所の開設及び運営</u></p> <p><u>応急救護所の開設、運営の実務は、市内震度5強以上を観測した場合の自動参集、もしくは災害医療対策本部の指示により派遣</u></p>

<p><u>集する医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の会員が中心となり、災害医療対策本部と連携を図るものとする。</u></p> <p>なお、市に災害救助法が適用され、災害医療対策本部と県（健康福祉部長）との調整を経て、県医療救護チームやDMAT（災害派遣医療チーム※1）、JMAT（日本医師会災害医療チーム※2）などが派遣された場合、速やかに傷病者や<u>医薬品、医療用資材</u>等の情報を共有し、医療現場の指揮系統の確立と個々の役割を明確化する。</p> <p>・・・</p> <p>（4）主な活動</p> <p><u>病院前救護所</u>での主な活動は以下のとおりとし、不測の事態に対しては、災害医療対策本部と調整のうえで、適切に対応するものとする。</p> <p>また、被災状況によっては、災害医療対策本部の指示を受け、外部支援を含む他の医療関係機関や団体による応急救護や保健衛生活動との連携、情報共有を図る。</p> <p style="text-align: center;">病院前救護所の主な活動</p> <p>○あらかじめ指定された<u>病院前救護所</u>への参集基準である市内震度 <u>6弱</u>を観測した場合の自動参集、並びに<u>病院前救護所の開設・運営</u></p> <p>○傷病者のトリアージ<u>及び</u>軽症者への<u>応急的な処置並びに中等症以上の者の災害医療協力病院内への搬送</u></p> <p>○<u>災害時カルテ、傷病者記録の作成、災害時処方箋の発行</u></p>	<p><u>される応急救護所チームが中心となり、<u>養護教員をはじめとする学校関係者、市職員との連携を図り、必要であれば避難住民からの協力も得て行うものとする。</u></u></p> <p>なお、<u>夜間・休日については、主に避難所ごとにあらかじめ指定された市職員（避難所非常参集職員）が施設の解錠を行い、避難者受入れ体制を整え、同じく災害医療対策本部が定める自動参集基準により、各避難所への参集が指定された医療関係者を迎え、協力して応急救護所を開設する。</u></p> <p>なお、市に災害救助法が適用され、災害医療対策本部と県（健康福祉部長）との調整を経て、県医療救護チームやDMAT（災害派遣医療チーム※1）、JMAT（日本医師会災害医療チーム※2）などが派遣された場合、速やかに傷病者や<u>薬品、医療資機材</u>等の情報を共有し、医療現場の指揮系統の確立と個々の役割を明確化する。</p> <p>・・・</p> <p>（3）主な活動</p> <p><u>応急救護所チーム</u>の主な活動は以下のとおりとし、<u>被害状況、並びに負傷者の程度、容態などによる不測の事態</u>に対しては、<u>病院への搬送手配など必要に応じて評価、検証し、</u>災害医療対策本部と調整のうえで、適切に対応するものとする。</p> <p>また、被災状況によっては、災害医療対策本部の指示を受け、外部支援を含む他の医療関係機関や団体による応急救護や保健衛生活動との連携、情報共有を図り、<u>被災地内を巡回するなど、応急的医療救護や助産活動等への要望に応える。</u></p> <p style="text-align: center;">応急救護所チームの主な活動</p> <p>○あらかじめ指定された<u>避難所</u>への参集基準である市内震度 <u>5強</u>を観測した場合の自動参集、並びに<u>応急救護所の開設</u></p> <p>○災害時カルテ、傷病者記録の作成、災害時処方箋の発行</p> <p>○傷病者のトリアージ<u>による後方支援病院への転送要否、並びに順位</u>の決定</p> <p>○<u>傷病者への応急処置、並びに軽症者等への医療処置</u></p> <p>○<u>病院への転送の暇がない状況における分娩、助産の活動</u></p> <p>○<u>避難者の医療ニーズの調査、並びに災害医療対策本部への報告</u></p> <p>○<u>応急救護所で亡くなった方への死亡宣告、事務処理、検死連絡等</u></p>
---	---

<p>○地域における医療活動、保健衛生活動との相互連携、情報共有</p> <p>○災害医療対策本部への報告、応需の伝達と調整</p> <p><u>4. 災害医療協力病院</u></p> <p><u>(1) 災害医療協力病院とは</u></p> <p><u>平時は、病院群輪番制病院として市内の二次救急医療を担っている病院で、病院前救護所の設置場所となる。</u></p> <p><u>(2) 主な活動</u></p> <p>○入院患者の安全確保</p> <p>○外来受入可否の判断、緊急手術以外の手術の中止</p> <p>○病院前救護所の設置並びに参集者が集まるまでの軽症者への治療</p> <p>○病院前救護所でのトリアージにより中等症以上と判定された傷病者への、院内での治療・処置</p> <p>○院内での治療が不可能な場合の転送調整</p> <p>※調整は災害医療対策本部を通して行う</p> <p>○災害医療対策本部への報告等</p> <p>※ E M I S や防災 M C A 無線等を使用</p> <p><u>5. 県が行う支援・調整</u></p> <p>(1) 県による医療救護</p> <p>...</p> <p>(2) 県による外部医療支援の調整</p> <p>県は、相互応援協定などに基づく外部からの医療支援（D M A T、J M A T などを含む）並びにボランティア受入れなどの受援実施にあたり、連絡調整、その他必要な措置を講じ、市災害対策本部をはじめとする関係機関との連携を図り、市が設置する<u>病院前</u>救護所へ医療支援を行う。</p> <p>また、<u>県</u>は、避難生活が長期化した際は、市が設置する避難所内</p>	<p>○地域における医療活動、保健衛生活動との相互連携、情報共有</p> <p>○災害医療対策本部や災害対策本部への報告、応需の伝達と調整</p> <p><u>なお、災害医療対策本部は、基本的には災害対策本部の設置と連動して設置されるが、市域内並びに市内医療機関の被災状況により医師会長自らが必要を認めた時は、災害医療対策本部と別に医師会内に医師会医療救護対策本部を設置し、収容先医療機関との受入れ体制の確立を図るとともに、応急救護所チーム、並びに収容先医療機関への応援人員の派遣を行うなど、県救急医療ネットワークの東葛南部地域の一端を担う市域における継続的な医療確保に努める。</u></p> <p><u>この場合、医師会長は直ちに災害対策本部長へ報告するとともに、必要に応じてリエゾン要員の派遣を相互要請するなど、連携に努める。</u></p> <p><u>4. 県が行う支援・調整</u></p> <p>(1) 県による医療救護</p> <p>...</p> <p>(2) 県による外部医療支援の調整</p> <p>県は、相互応援協定などに基づく外部からの医療支援（D M A T、J M A T などを含む）、並びにボランティア受入れなどの受援実施にあたり、連絡調整、その他必要な措置を講じ、市災害対策本部をはじめとする関係機関との連携を図り、市が設置する<u>応急救護所</u>へ医療支援を行う。</p> <p>また<u>県</u>は、避難生活が長期化した際は、市が設置する避難所内</p>
--	--

<p>内に避難所救護センターを設置し、心療内科、歯科等によるケアを含めた対応を図るとともに、必要に応じて周辺地域の巡回医療を行う。</p> <p>第2 重症傷病者の搬送体制</p> <p>1. 搬送体制</p> <p>原則として、被災現場から病院前救護所までは、周辺住民の支援を受けるなどして、被災者自身の移動によるものとする。</p> <p>また、災害医療協力病院で治療できない重症者及び他の一般医療機関では治療できない重症者の収容医療機関（治療可能な医療機関）への搬送については、消防救急班が中心となり、県その他関係機関の協力を得て行う。</p> <p>2. 搬送の方法</p> <p>市は、収容医療機関への搬送を次のとおり行う。</p> <p>(1) 病院前救護所から中等症以上の傷病者を引き継いだ災害医療協力病院は、院内で治療可能か検討し、治療できない場合には治療可能な収容医療機関に搬送するため、市災害医療対策本部に配車・搬送を要請する。</p> <p>(2) 消防救急班職員、その他市職員により、救急車、搬送車、防災ヘリなど、可能かつ適切な手段を用いて搬送する。</p> <p>第3 傷病者を収容する医療機関の確保</p> <p>収容医療機関の受入れ体制の確立</p> <p>第1・第3要配慮者支援班は、消防救急班と協力して、防災MCA無線、E M I S及び電話等を活用し、市内全ての病院の被災状況と収容可能なベット数を速やかに把握し、搬送される傷病者の収容を要請する。また、市内のみならず、近隣市の医療機関についても情報を収集するとともに、県への支援要請について検討する。</p> <p>第4 医薬品・医療用資材の確保</p> <p>1. 各病院前救護所の対応</p> <p>(1) 病院前救護所で使用する医薬品・医療用資材については、病</p>	<p>に避難所救護センターを設置し、心療内科、歯科等によるケアを含めた対応を図るとともに、必要に応じて周辺地域の巡回医療を行う。</p> <p>第2 重症傷病者の搬送体制</p> <p>1. 搬送体制</p> <p>原則として、被災現場から応急救護所までは、周辺住民の支援を受けるなどして、被災者自身の移動によるものとする。</p> <p>また応急救護所から収容医療機関への搬送については、消防救急班が中心となり、県その他関係機関の協力を得て行う。</p> <p>2. 搬送の方法</p> <p>市は、病院へ収容する必要のある傷病者（重症傷病者）の収容医療機関への搬送を次のとおり行う。</p> <p>(1) 応急救護所チームが避難所運営委員会を通じて、市災害対策本部に配車・搬送を要請する</p> <p>(2) 消防救急班職員、その他市職員により、救急車、搬送車、防災ヘリなど、可能かつ適切な手段を用いて搬送する</p> <p>※ 以下、本節第3「収容医療機関」へ</p> <p>第3 収容医療機関</p> <p>1. 収容医療機関の受入れ体制の確立</p> <p>第1・第3要配慮者支援班は、消防救急班と協力して、防災MCA無線、PHS及び電話等を活用し、後方医療機関や災害拠点病院及び災害医療協力病院の各病院の被災状況と収容可能なベット数を速やかに把握し、応急救護所から搬送される傷病者の収容医療機関として確保し、応急医療体制を確立するよう要請する。</p> <p>2. 収容可否施設の把握</p> <p>第1・第3要配慮者支援班は、消防救急班と協力して、電話や防災MCA無線などを活用し、収容医療機関の収容状況を常に把握し、関係部署及び救護所（応急救護所チーム）に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り広範囲の収容医療機関に重傷病者が振り分けて収容されるよう指示するものとする。</p> <p>第4 医薬品・資機材の確保</p> <p>1. 各応急救護所チームの対応</p>
---	--

<p><u>院前救護所用として保管してあるものを使用</u>する。</p> <p>(2) 国や県が派遣又は自主的に支援を行う医療チームは、原則として、自己が携行した医薬品・医療用資材を使用する。</p> <p><u>2. 不足時の調達方法</u></p> <p>第1・第3要配慮者支援班は、各<u>病院前救護所</u>で使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、薬局等緊急連絡先（薬剤師会による）、その他医薬品・医療用資材取扱業者、県（健康福祉部）、日本赤十字社及び各医療機関等に協力を要請して、補給する。</p> <p>なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社千葉県支部（船橋赤十字血液センター）に確保されている<u>血液または</u>各種の血液製剤等の供給を依頼する。</p> <p>また、第3要配慮者支援班は、必要に応じて市民への献血を要請する。</p>	<p>(1) 応急救護所チームは、<u>市内の各小学校 54 校、並びに特別支援学校（高根台校舎）の救護所（保健室）に保管してある医療資機材及び医薬品を確認</u>する。</p> <p>(2) 市の要請により、出動した災害医療応急処置隊が使用する医薬品、医療資機材については、<u>原則として市の用意したもので対応するが、必要により医師が携行・調達した医薬品等を使用した場合の費用については、市に請求する。</u></p> <p>(3) 国や県が派遣または自主的に支援を行う医療チームは、原則として、自己が携行した医薬品、<u>医療用資機材</u>を使用する。</p> <p><u>2. 医薬品・資機材等の保管場所</u></p> <p><u>医薬品・資機材等は主に小・中学校保健室に保管している医薬品セットを用いる。</u></p> <p><u>3. 不足のときの調達方法</u></p> <p>第1<u>要配慮者支援班及び</u>第3要配慮者支援班は、各<u>応急救護所チームが医療・助産・救護のために</u>使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、薬局等緊急連絡先（薬剤師会による）、その他医薬品・医療用<u>資機材</u>取扱業者、県（健康福祉部）、日本赤十字社及び各医療機関等に協力を要請して、補給する。</p> <p><u>市においても、災害時に災害拠点病院及び災害医療協力病院で使用する医薬品等を備蓄しているため、各医療機関の要請により補給する。</u></p> <p>なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社千葉県支部（船橋赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。</p> <p>また、第3要配慮者支援班は、必要に応じて市民への献血を要請する。</p>
--	--

3. 災害廃棄物処理計画策定に伴うごみ処理体制等の変更

① 災害廃棄物処理計画策定に伴うごみ処理体制等の変更（地 1.6-5、1.6-6、2-14-2、2-14-3 等）

令和 2 年 3 月に策定予定の「災害廃棄物処理計画」との齟齬を修正した。

該当頁	修正後	修正前
地震 1.6-5 地震 1.6-6	<p>・・・</p> <p>2. <u>災害廃棄物の仮置場の検討</u></p> <p><u>災害により大量の廃棄物の発生が想定されることから効率的な処理を行うため、「若松公園」、「法典公園」、「アンデルセン公園」、「船橋市三番瀬海浜公園」を災害廃棄物の一次仮置場と指定する。また、災害の規模によっては、一時仮置場の追加も想定されることから、今後も適切な一時集積場の候補地の検討を行う。</u></p> <p>・・・</p> <p>4. <u>処理方法について</u></p> <p><u>災害廃棄物の処理については、本市の処理施設において適切に行うが、被災状況によっては、必要に応じて関係機関と協議し、適切に処理する。</u></p> <p>・・・</p> <p>第5 し尿処理体制の整備</p> <p>・・・</p> <p>3. <u>運搬・管理体制の確立</u></p> <p><u>被災者の生活に防疫上の支障が生じることのないよう、避難所等のし尿、浄化槽汚泥の収集運搬は、環境班が行う。</u></p> <p><u>また、収集運搬能力が不足する場合は、協定の活用も検討する。</u></p>	<p>2. <u>ごみの一時集積場の検討</u></p> <p><u>発災により被災地では大量のごみが排出されるが、交通網の寸断等によりごみ処理施設への搬送ができない場合や効率的な搬送を行うためのごみの一時集積場としての「若松公園」、「法典公園」、「アンデルセン公園」、「船橋市三番瀬海浜公園」を仮置場と指定する。今後も適切な一時集積場の候補地の検討を行う。</u></p> <p><u>また、通常の経路による収集が困難でゴミステーションが使用できない被災地区や避難所等への臨時ステーション設置及び焼却、破碎、リサイクル等の解体撤去物の処理を円滑に行うための事前選別の徹底についても検討・調整を進める。</u></p> <p>・・・</p> <p>4. <u>処理方法の検討</u></p> <p><u>収集運搬したごみの処理については、国・県・その他関係機関と協議して、仮置場への小型焼却炉や破碎機の設置、可燃物の他都市への焼却依頼及び最終処分他都市や民間処分場への応援依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。</u></p> <p>・・・</p> <p>第5 し尿処理体制の整備</p> <p>・・・</p> <p>3. <u>運搬・管理体制の確立</u></p> <p><u>避難場所等のし尿は優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。</u></p> <p><u>また災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの収容量にも限界があるので、し尿の運搬・管理体制を検討し確立する。ふん尿の回収・搬送についての協定締結を促進する。</u></p>

該当頁	修正後	修正前
地震 2.14-2 地震 2.14-3	<p>第2 <u>災害廃棄物の処理</u></p> <p><u>災害廃棄物の処理にあたっては、環境班内に災害廃棄物対策本部を置き、体制を整備し実施する。</u></p> <p>1. <u>建物瓦礫等</u></p> <p><u>(1) 処理すべき量の推定</u></p> <p><u>市における震災廃棄物の容積は、千葉県北西部直下地震では約</u></p>	<p>第2 <u>震災廃棄物の処理</u></p> <p><u>震災廃棄物の処理にあたっては、環境班内に震災廃棄物対策本部を置き、体制を整備し実施する。</u></p> <p>1. <u>建物瓦礫等</u></p> <p><u>(1) 処理すべき量の推定</u></p> <p><u>市における震災廃棄物の容積は、東京湾北部地震では約 54 万</u></p>

300 万立方メートルと予測され、ZOZO マリンスタジアム（約 106 万立方メートル）の約 3 倍に相当する。

表 災害廃棄物量予測結果（建物瓦礫等）

地震	発生量（トン）	体積（m ³ ）
千葉県北西部直下地震	3,130,000	2,990,500

※平成 29・30 年度船橋市防災アセスメント調査報告書より抜粋
（2）ごみ処理体制の確立

...

② 「船橋市災害廃棄物処理計画」に基づいて「船橋市災害廃棄物処理実行計画」を策定し災害廃棄物の処理体制を確立する。

...

（3）災害廃棄物の処理について

① 災害廃棄物の収集

障害物として道路等に排出された災害廃棄物は、環境班が主導し、車両を適宜配車して収集・運搬する。

② 一次仮置場

一次仮置場の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。なお、一次仮置場については必要に応じ、消毒等の環境対策を行う。

一次仮置場では、災害により発生した廃棄物を処理するまでの間保管するものとし、仮置場内での分別、搬入・搬出管理や安全対策等を行う。

————— 一次仮置場の選定条件 —————

ア 搬入搬出に支障が生じないよう前面道路幅が 6 m 以上あること

イ 周辺が病院、福祉施設や学校等ではないこと

ウ 起伏のない平坦地であること

エ 地盤が固いこと

オ 各種災害（洪水は内水、土砂災害等）の被災エリアではないこと

カ 十分な面積があること

③ その他留意事項

災害廃棄物の処理について以下の点に留意する。

ア 災害廃棄物の運搬については、市民に対し一次仮置場への自己搬入の協力を要請する。

立方メートルと予測され、千葉マリンスタジアム（約 106 万立方メートル）の約半分_に相当する。

表 震災廃棄物量予測結果（建物瓦礫量）

地震	地震重量（トン）	体積（m ³ ）
東京湾北部地震	341,807	540,494

※平成 22 年度船橋市防災アセスメント調査報告書より抜粋
（2）ごみ処理体制の確立

...

② 「船橋市震災廃棄物処理計画」及び「船橋市震災廃棄物処理計画業務実施マニュアル」に基づいて「震災廃棄物処理実施計画」を策定し震災廃棄物の収集・処理体制を確立する。

...

（3）第一次処理対策の実施

① 震災廃棄物の収集

障害物として道路等に排出された廃棄物は、環境班が一時集積場まで直営及び委託業者等の協力により、車両を適宜配車して収集・搬送する。

② 一時集積場

一時集積場の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。なお、一時集積場については定期的な消毒を行う。

一時集積場への受入れ条件は、災害により発生した解体撤去物とし、場内での分別保管、搬入・搬出管理、安全保管対策等を行う。

————— 一時集積場の選定条件 —————

ア. 他の応急対策事業に支障のないこと

イ. 環境衛生に支障がないこと

ウ. 搬入に便利なこと

エ. のちに行う焼却、埋立て等の処理に便利なこと

③ その他留意事項

廃棄物の搬送にあたっては以下の点に留意する。

ア 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し一時集積場への直接搬送の協力を要請する。

<p>・・・</p> <p>ウ <u>廃棄物の種類</u>により、運搬時の廃棄物の飛散、流出、悪臭の漏れ及び落下等の防止策を講じ、適正な搬出・運搬を行う。</p> <p>④生活ごみの収集</p> <p><u>腐敗しやすい生ごみ等の生活ごみは、防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、環境班は発災後3日以内に収集・運搬のできる体制を確立し、清掃工場において焼却処理する。</u></p> <p>(4) <u>二次仮置場</u></p> <p><u>南部清掃工場及び北部清掃工場の隣接地2箇所を二次仮置場の候補地とし、必要に応じ、二次仮置場を開設する。</u></p>	<p>・・・</p> <p>ウ <u>解体材の種別</u>により、運搬時の廃棄物の飛散、流出、悪臭の漏れ及び落下等の防止策を講じ、適正な搬出・運搬を行う。</p> <p><u>エ 収集及び搬出は、災害発生後収集可能な状態になった時点から10日間以内に完了させる。</u></p> <p>④<u>その他一般生活ごみの収集</u></p> <p><u>災害の発生により短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、一般生活ごみの集積場を指定し被災地域からの搬出を行う。</u></p> <p>生ごみ等<u>腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、環境班は直営及び委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、清掃工場へ搬送し焼却処理する。</u></p> <p>(4) <u>第二次処理対策の実施</u></p> <p><u>一時集積場に集積されたごみは、各清掃工場で焼却・破碎処分し最終処分場へ搬出するが、「建築物等解体廃棄物」については、資源の再利用を積極的に図る。</u></p> <p><u>なお、第二次処理対策は、第一次処理対策が終了した時点から20日間以内に完了するよう努める。</u></p>
--	--

4. 多数遺体取扱訓練実施に伴う遺体安置所運営等の変更

① 多数遺体取扱訓練に伴う遺体安置所運営等の変更（地 1.6-7、1.6-8、2-14-10 等）

警察や医師会等とともに実施した多数遺体取扱訓練について、訓練を通して得た運営方法や手順等を反映した。

該当頁	修正後	修正前
<p>地震 1.6-7 地震 1.6-8</p>	<p>第7 行方不明者の搜索、遺体の安置・埋葬体制の整備</p> <p>・・・</p> <p>2. 遺体の安置・埋葬</p> <p>遺体の安置場所の設定、遺体の搬送・検視・検案、身元確認・遺留品整理の方法等について、市は県や警察、医師会、歯科医師会、医療機関、葬祭事業者等と日頃から調整を図るものとする。</p> <p>(1) 安置場所等の確保</p> <p>災害により多数の死者が発生した場合には、広範な遺体の安置場所の確保が必要となる。</p> <p>市は、遺体の安置場所として、看護専門学校の体育館を活用する。災害の規模が大きく、そこだけで遺体を収容できない事態となった際は、運動公園の体育館、船橋アリーナ等も含め、設置場所について検討する。</p> <p>・・・</p> <p>(3) 遺体の検視・検案体制の整備</p> <p>遺体の検視・検案については、医師会等と連携して警察が主体的に行う。検案医師について、医療関係団体の協力を得ることができるよう、日頃から医師会、歯科医師会等との連携を強化する。</p> <p>3. 遺体の火葬・仮埋葬</p> <p>・・・</p> <p>(1) 火葬の体制整備</p> <p>市では、平常時と同様に、四市複合事務組合による馬込斎場・しおかぜホール茜浜を火葬場として想定し、構成四市と協議の上で、計画を策定し、対処する。また、火葬場におけるライフラインの復旧が遅れた場合に備えて、災害時用の燃料の確保策を検討する。</p> <p>・・・</p>	<p>第7 行方不明者の搜索、遺体の安置・埋葬体制の整備</p> <p>・・・</p> <p>2. 遺体の安置・埋葬</p> <p>遺体の安置場所の設定、遺体の搬送・見分・検案、身元確認・遺留品整理の方法等について、市は県や警察、医師会、歯科医師会、医療機関等と日頃から調整を図るものとする。</p> <p>(1) 安置場所等の確保</p> <p>震災により多数の死者が発生した場合には、広範な遺体の安置場所の確保が必要となる。</p> <p>市は、遺体の安置場所として、看護学校の体育館を活用する。災害の規模が大きく、そこだけで遺体を収容できない事態となった際は、運動公園の体育館、船橋アリーナ等も活用する。</p> <p>・・・</p> <p>(3) 遺体の見分・検案体制の整備</p> <p>遺体の見分・検案については、基本的に警察が行う。検案医師について、医療関係団体の協力を得ることができるよう、日頃から医師会等との連携を強化する。</p> <p>3. 遺体の火葬・仮埋葬</p> <p>・・・</p> <p>(1) 火葬の体制整備</p> <p>市では、平常時と同様に、四市複合事務組合による馬込斎場を火葬場として想定している。また、火葬場におけるライフラインの復旧が遅れた場合に備えて、災害時用の燃料の確保策を検討する。</p> <p>・・・</p>

該当頁	修正後	修正前
地震 2.14-10	<p>第4 行方不明者の捜索・遺体の安置・埋葬</p> <p>災害相談窓口 ↓ 受付 第1生活再建班・第4収容班</p> <p>現場 ↓ 捜索 警察、自衛隊、海上保安庁 消防救急班、消防団</p> <p>↓ 遺体発見状況の記録 警察</p> <p>遺体安置所 ↓ 安置所の開設 警察 環境班、第1生活再建班・第4収容班 (場所提供)</p> <p>↓ 遺体の搬入受付 警察 環境班、第1生活再建班・第4収容班</p> <p>↓ 検視・検案 警察、医師会、医療機関等</p> <p>↓ 身元確認・納棺 環境班、第1生活再建班・第4収容班</p> <p>↓ 遺族対応 環境班、第1生活再建班・第4収容班</p> <p>火葬場・埋葬地 ↓ 搬送・火葬・埋葬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身元が判明した遺体 遺族(環境班) ・身元不明の遺体 第1生活再建班・第4収容班 	<p>第4 行方不明者の捜索・遺体の安置・埋葬</p> <p>災害相談窓口 ↓ 受付 第1生活再建班・第4収容班</p> <p>現場 ↓ 捜索 警察、自衛隊、海上保安庁 消防救急班、消防団</p> <p>↓ 遺体発見状況の記録 警察</p> <p>遺体安置所 ↓ 安置所の開設 警察 環境班、第1生活再建班・第4収容班 (場所提供)</p> <p>↓ 遺体の収容 警察</p> <p>↓ 見分・検案 警察</p> <p>↓ 身元確認・納棺 環境班、第1生活再建班・第4収容班</p> <p>火葬場・埋葬地 ↓ 搬送・埋葬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身元が判明した遺体 基本的に遺族(環境班) ・身元不明の遺体 第1生活再建班・第4収容班

5. 台風 15 号及び台風 19 号の対応を教訓とした、配備体制等の変更

① 台風 15 号に伴う大規模停電の被害記載（総 1.4-6 等）

千葉県内で甚大な被害をもたらした、台風 15 号に伴う大規模停電等の被害内容を追記した。

該当頁	修正後	修正前
総則 1.4-6	<p>2. 風水害による被害</p> <p>...</p> <p><u>なお、令和元年9月の台風15号により、千葉県内で最大64万軒にのぼる大規模かつ長期停電が発生し、船橋市でも最大約8,700軒が停電した。</u></p>	<p>2. 風水害による被害</p> <p>...</p>

② 台風 15 号及び 19 号の対応を教訓とした配備体制等の変更（風 2.1-6、2.1-8、2.1-15 等）

千葉県内で甚大な被害をもたらした、台風 15 号及び台風 19 号の対応を教訓とし、配備体制を修正した。

該当頁	修正後	修正前																																						
風水害 2.1-6	<p>第3 配備体制の検討・執行</p> <p>表 風水害時の配備体制の時期及び内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>指揮</th> <th>配備時期の目安</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防本部設置前</td> <td rowspan="2">各課対応</td> <td rowspan="2">各部局長または課長</td> <td>1 次の注意報等が予想または発表され、危機管理課長及び各水防関係課長の協議において必要と認められたとき。 ○洪水注意報○高潮注意報○強風注意報○大雨注意報○大雪注意報</td> <td>1 部局ごとに、職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>1 次の予警報が予想または発表され、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認められたとき。 ○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○水防警報○土砂災害警戒情報 2 気象情報システムによる時間雨量30mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき。 <u>3 台風の直撃や、長期停電等が予想され、市長が必要と認められたとき。</u></td> <td>1 部局ごとに、上記の各課対応から増員して職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、水防本部体制に移行しうる体制とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防本部設置後</td> <td rowspan="2">水防本部体制</td> <td rowspan="2">水防本部長（市長）</td> <td>1 次の予警報が予想または発表され、市長が必要と認められたとき。（気象業務法に基づく警報）○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○各種特別警報○水防警報 2 気象情報システムによる時間雨量50mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき。 <u>3 台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、市長が必要と認められたとき。</u></td> <td>1 水防本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに災害対策体制に移行しうる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>1 市全域にわたり甚大な水害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な水害が発生した場合。 2 その他の状況により水防管理者（市長）が必要と認められたとき。</td> <td>1 災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 交代体制を確保するため、職員を3グループに区分する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	指揮	配備時期の目安	配備体制	水防本部設置前	各課対応	各部局長または課長	1 次の注意報等が 予想または 発表され、危機管理課長及び各水防関係課長の協議において必要と認められたとき。 ○洪水注意報○高潮注意報○強風注意報○大雨注意報○大雪注意報	1 部局ごとに、職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	1 次の予警報が 予想または 発表され、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認められたとき。 ○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○水防警報○土砂災害警戒情報 2 気象情報システムによる時間雨量30mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき。 <u>3 台風の直撃や、長期停電等が予想され、市長が必要と認められたとき。</u>	1 部局ごとに、上記の各課対応から増員して職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、水防本部体制に移行しうる体制とする。	水防本部設置後	水防本部体制	水防本部長（市長）	1 次の予警報が 予想または 発表され、市長が必要と認められたとき。（気象業務法に基づく警報）○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○各種特別警報○水防警報 2 気象情報システムによる時間雨量50mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき。 <u>3 台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、市長が必要と認められたとき。</u>	1 水防本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに災害対策体制に移行しうる体制とする。	1 市全域にわたり甚大な水害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な水害が発生した場合。 2 その他の状況により水防管理者（市長）が必要と認められたとき。	1 災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 交代体制を確保するため、職員を3グループに区分する。	<p>第3 配備体制の検討・執行</p> <p>表 風水害時の配備体制の時期及び内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>指揮</th> <th>配備時期の目安</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防本部設置前</td> <td rowspan="2">各課対応</td> <td rowspan="2">各部局長または課長</td> <td>1 次の注意報等が発表され、危機管理課長及び各水防関係課長の協議において必要と認められたとき。 ○洪水注意報○高潮注意報○強風注意報○大雨注意報○大雪注意報</td> <td>1 部局ごとに、職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>1 次の予警報が発表され、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認められたとき。 ○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○水防警報 2 気象情報システムによる時間雨量30mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき</td> <td>1 部局ごとに、上記の各課対応から増員して職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、水防本部体制に移行しうる体制とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防本部設置後</td> <td rowspan="2">水防本部体制</td> <td rowspan="2">水防本部長（市長）</td> <td>1 次の予警報が発表され、市長が必要と認められたとき。（気象業務法に基づく警報）○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○各種特別警報○水防警報 2 気象情報システムによる時間雨量50mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき</td> <td>1 水防本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに災害対策体制に移行しうる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>1 市全域にわたり甚大な水害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な水害が発生した場合。 2 その他の状況により水防管理者（市長）が必要と認められたとき。</td> <td>1 災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 交代体制を確保するため、職員を3グループに区分する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	指揮	配備時期の目安	配備体制	水防本部設置前	各課対応	各部局長または課長	1 次の注意報等が発表され、危機管理課長及び各水防関係課長の協議において必要と認められたとき。 ○洪水注意報○高潮注意報○強風注意報○大雨注意報○大雪注意報	1 部局ごとに、職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	1 次の予警報が発表され、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認められたとき。 ○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○水防警報 2 気象情報システムによる時間雨量30mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき	1 部局ごとに、上記の各課対応から増員して職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、水防本部体制に移行しうる体制とする。	水防本部設置後	水防本部体制	水防本部長（市長）	1 次の予警報が発表され、市長が必要と認められたとき。（気象業務法に基づく警報）○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○各種特別警報○水防警報 2 気象情報システムによる時間雨量50mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき	1 水防本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに災害対策体制に移行しうる体制とする。	1 市全域にわたり甚大な水害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な水害が発生した場合。 2 その他の状況により水防管理者（市長）が必要と認められたとき。	1 災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 交代体制を確保するため、職員を3グループに区分する。
区分	種別	指揮	配備時期の目安	配備体制																																				
水防本部設置前	各課対応	各部局長または課長	1 次の注意報等が 予想または 発表され、危機管理課長及び各水防関係課長の協議において必要と認められたとき。 ○洪水注意報○高潮注意報○強風注意報○大雨注意報○大雪注意報	1 部局ごとに、職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。																																				
			1 次の予警報が 予想または 発表され、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認められたとき。 ○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○水防警報○土砂災害警戒情報 2 気象情報システムによる時間雨量30mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき。 <u>3 台風の直撃や、長期停電等が予想され、市長が必要と認められたとき。</u>	1 部局ごとに、上記の各課対応から増員して職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、水防本部体制に移行しうる体制とする。																																				
水防本部設置後	水防本部体制	水防本部長（市長）	1 次の予警報が 予想または 発表され、市長が必要と認められたとき。（気象業務法に基づく警報）○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○各種特別警報○水防警報 2 気象情報システムによる時間雨量50mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき。 <u>3 台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、市長が必要と認められたとき。</u>	1 水防本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに災害対策体制に移行しうる体制とする。																																				
			1 市全域にわたり甚大な水害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な水害が発生した場合。 2 その他の状況により水防管理者（市長）が必要と認められたとき。	1 災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 交代体制を確保するため、職員を3グループに区分する。																																				
区分	種別	指揮	配備時期の目安	配備体制																																				
水防本部設置前	各課対応	各部局長または課長	1 次の注意報等が発表され、危機管理課長及び各水防関係課長の協議において必要と認められたとき。 ○洪水注意報○高潮注意報○強風注意報○大雨注意報○大雪注意報	1 部局ごとに、職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。																																				
			1 次の予警報が発表され、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認められたとき。 ○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○水防警報 2 気象情報システムによる時間雨量30mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき	1 部局ごとに、上記の各課対応から増員して職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い、水防本部体制に移行しうる体制とする。																																				
水防本部設置後	水防本部体制	水防本部長（市長）	1 次の予警報が発表され、市長が必要と認められたとき。（気象業務法に基づく警報）○洪水警報○高潮警報○暴風警報○大雨警報○記録的短時間降雨情報○大雪警報○各種特別警報○水防警報 2 気象情報システムによる時間雨量50mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認められたとき	1 水防本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに災害対策体制に移行しうる体制とする。																																				
			1 市全域にわたり甚大な水害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な水害が発生した場合。 2 その他の状況により水防管理者（市長）が必要と認められたとき。	1 災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 交代体制を確保するため、職員を3グループに区分する。																																				

該当頁	修正後	修正前
風水害 2.1-8	<p>(3) 水防本部体制</p> <p><u>風水害が発生するおそれがあり、または風水害が発生した場合</u>には水防関係課長会議の検討事項を各課長が各部局長に報告する。市長公室長は検討事項を市長及び副市長（危機管理担当、消防担当）に伝える。市長は必要と認められる場合に「水防本部」（水防本部長：市長、副本部長：副市長（危機管理担当、消防担当））を設置し、職員動員班を通じて配備基準に基づき水防本部体制配備指令を各部長に伝達する。</p> <p>・・・</p>	<p>(3) 水防本部体制</p> <p><u>被害が多発するおそれがある場合や、まさに水害が発生した場合</u>には水防関係課長会議の検討事項を各課長が各部局長に報告する。市長公室長は検討事項を市長及び副市長（危機管理担当、消防担当）に伝える。市長は必要と認められる場合に「水防本部」（水防本部長：市長、副本部長：副市長（危機管理担当、消防担当））を設置し、職員動員班を通じて配備基準に基づき水防本部体制配備指令を各部長に伝達する。</p> <p>・・・</p>

該当頁	修正後	修正前
風水害 2.1-15	<p>2. 水防本部体制の組織</p> <p>水防本部の組織は、次のとおり構成する。</p> <p>・・・</p> <p><u>※他の事務及び他の部署については、災害対策本部体制の事務分掌を準用し、必要に応じ召集する。</u></p>	<p>2. 水防本部体制の組織</p> <p>水防本部の組織は、次のとおり構成する。</p> <p>・・・</p>

6. 「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う発令基準等の変更

① 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令基準の精査（風 2.8-1～4 等）

平成31年3月に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令基準を精査した。

該当頁	修正後	修正前																																
風水害 2.8-1	第8節 避難対策	第8節 避難対策																																
風水害 2.8-2	第1 避難 <u>勧告等</u> の発令基準	第1 避難勧告 <u>及び避難指示</u> の発令基準																																
風水害 2.8-3	<u>1. 避難勧告等</u>	<u>本部長（市長）は、以下の基準に従い、避難勧告・指示を行うものとする。</u>																																
風水害 2.8-4	<u>本部長（市長）は、以下の基準に従い、避難勧告等を発令するものとする。</u> <u>避難勧告等を発令した場合、本部統括班は、速やかにその旨を知事に報告するとともに、避難対象地域、避難場所、避難における注意事項などを防災行政無線、広報車、メール、ツイッター、フェイスブック、Lアラート（災害情報共有システム）によるテレビ・ラジオ・インターネットなどを用いて周知を行い、適切な避難行動を働きかけ、市民等の安全確保を図る。</u> <u>また、災害による危険が去り、避難勧告等を解除する場合も同様とする。</u> <u>2. 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令</u> <u>市が発令する避難勧告等の避難情報の緊急性を、よりわかりやすくするために、最も危険度の高いレベルを5としたレベル付けをして、公表する運用を行う。</u> <u>表 警戒レベルを用いた避難情報及び避難行動等</u>	<u>本部統括班は、避難勧告・指示を行った場合は、速やかにその旨を知事に報告するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）の利用によりテレビ、ラジオ、インターネット等で、住民への広報を行う。</u> <u>避難準備情報の広報周知については、避難勧告・指示に準ずるものとする。</u> <u>また、災害による危険が去り、避難勧告・指示を解除する場合も同様とする。</u>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>避難情報等</th> <th>避難行動等</th> <th>警戒レベル相当情報（防災気象情報）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>災害発生情報</td> <td>命を守るための最善の行動を取る ※すでに災害が発生している状況</td> <td>警戒レベル5相当情報 大雨特別警報 土石災害警戒情報 土石災害発生情報 等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示（緊急） 避難勧告</td> <td>全員避難 ※安全な場所へ避難</td> <td>警戒レベル4相当情報 土石災害警戒情報 土石災害発生情報 等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>高齢者等は避難 ※避難に時間を要する人とその支援者は避難</td> <td>警戒レベル3相当情報 大雨警報（土石災害） 洪水警報 等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>大雨注意報 洪水注意報 等 ※気象庁が発表</td> <td>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意情報 ※気象庁が発表</td> <td>災害への心構えを高める</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※警戒レベル相当情報（防災気象情報）が気象庁等から発表されても、市は様々な情報をもとに避難勧告等を発令するため、必ずしも警戒レベル相当情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるものではない。</p>	警戒レベル	避難情報等	避難行動等	警戒レベル相当情報（防災気象情報）	警戒レベル5	災害発生情報	命を守るための最善の行動を取る ※すでに災害が発生している状況	警戒レベル5相当情報 大雨特別警報 土石災害警戒情報 土石災害発生情報 等	警戒レベル4	避難指示（緊急） 避難勧告	全員避難 ※安全な場所へ避難	警戒レベル4相当情報 土石災害警戒情報 土石災害発生情報 等	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等は避難 ※避難に時間を要する人とその支援者は避難	警戒レベル3相当情報 大雨警報（土石災害） 洪水警報 等	警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報 等 ※気象庁が発表	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認		警戒レベル1	早期注意情報 ※気象庁が発表	災害への心構えを高める		<div data-bbox="901 1276 1476 1512" data-label="Diagram"> <p>避難勧告等に関する概念図</p> <p>求める避難行動 → 準備 → 実施 → 迅速</p> <p>発令 → 避難準備情報 → 避難勧告 → 避難指示</p> <p>発令者の強制力 → 任意 → 依頼 → 強制</p> <p>◎要配慮者は避難行動に時間を要するため、一段階引き上げて対応する ◎夜間における避難を回避するため、適切な時間帯に発令する</p> </div> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めるもの。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。居住者等が勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、または促す行為。</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強い。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定義	避難準備情報	一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めるもの。	避難勧告	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。居住者等が勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、または促す行為。	避難指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強い。
警戒レベル	避難情報等	避難行動等	警戒レベル相当情報（防災気象情報）																															
警戒レベル5	災害発生情報	命を守るための最善の行動を取る ※すでに災害が発生している状況	警戒レベル5相当情報 大雨特別警報 土石災害警戒情報 土石災害発生情報 等																															
警戒レベル4	避難指示（緊急） 避難勧告	全員避難 ※安全な場所へ避難	警戒レベル4相当情報 土石災害警戒情報 土石災害発生情報 等																															
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等は避難 ※避難に時間を要する人とその支援者は避難	警戒レベル3相当情報 大雨警報（土石災害） 洪水警報 等																															
警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報 等 ※気象庁が発表	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認																																
警戒レベル1	早期注意情報 ※気象庁が発表	災害への心構えを高める																																
区分	定義																																	
避難準備情報	一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めるもの。																																	
避難勧告	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。居住者等が勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、または促す行為。																																	
避難指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強い。																																	

該当頁	修正後	修正前																										
	<p>3. 土砂災害の避難勧告等発令基準</p> <table border="1" data-bbox="252 398 842 1160"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル5】 災害発生情報</td> <td>・土砂災害の発生、または土砂災害の兆候が確認されたとき</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</td> <td>・避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合、または土砂災害警戒判定メッシュ情報等にて総合的に危険と判断したとき ・前日までの連続降雨量が100mm以上あり、かつ当日雨量が50mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき ・前日までの連続降雨量が40～100mmあり、かつ当日雨量が80mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき ・当日雨量が100mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・強い降雨を伴う台風等が接近・通過、もしくは大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに降雨が予想されるとき ・前日までの連続降雨量が100mm以上あり、かつ当日雨量が50mmを超えたとき ・前日までの連続降雨量が40～100mmあり、かつ当日雨量が80mmを超えたとき ・当日雨量が100mmを超えたとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 海老川の避難勧告等発令基準</p> <table border="1" data-bbox="252 1361 842 1832"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル5】 災害発生情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき。 ・河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき。 </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋本町水位が氾濫危険水位（2.6m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき。 ・避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋本町水位が氾濫注意水位（2.2m）に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測にて80mm以上の降雨が予想され、河川水位の上昇が見込まれるとき 等 </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋本町水位が水防団待機水位（2.1m）に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測にて80mm以上の降雨が予想されるとき 等 </td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	判断基準	【警戒レベル5】 災害発生情報	・土砂災害の発生、または土砂災害の兆候が確認されたとき	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	・避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき	【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合、または土砂災害警戒判定メッシュ情報等にて総合的に危険と判断したとき ・前日までの連続降雨量が100mm以上あり、かつ当日雨量が50mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき ・前日までの連続降雨量が40～100mmあり、かつ当日雨量が80mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき ・当日雨量が100mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき 	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・強い降雨を伴う台風等が接近・通過、もしくは大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに降雨が予想されるとき ・前日までの連続降雨量が100mm以上あり、かつ当日雨量が50mmを超えたとき ・前日までの連続降雨量が40～100mmあり、かつ当日雨量が80mmを超えたとき ・当日雨量が100mmを超えたとき 	警戒レベル	判断基準	【警戒レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき。 ・河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき。 	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋本町水位が氾濫危険水位（2.6m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき。 ・避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき 	【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋本町水位が氾濫注意水位（2.2m）に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測にて80mm以上の降雨が予想され、河川水位の上昇が見込まれるとき 等 	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋本町水位が水防団待機水位（2.1m）に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測にて80mm以上の降雨が予想されるとき 等 	<p>大雨・洪水等による海老川の避難勧告等基準</p> <table border="1" data-bbox="898 376 1473 1261"> <thead> <tr> <th>避難準備情報</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>避難準備情報の発令にかかる判断基準</p> <p>数値的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水防団待機水位（2.1m）」に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測（6時間以降までの1時間単位予測）にて80mm以上の降雨が予想されるとき、等 <p>総合的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高い状況。 <p>市民に 求める 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、必要に応じて支援を受けつつ避難所への避難行動を開始する。避難が難しい人は、無理に避難せず2階以上の安全な建物か避難所に避難する。 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持ち出し袋の用意等、避難準備を開始する。 </td> <td> <p>避難勧告の発令にかかる判断基準</p> <p>数値的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「氾濫注意水位（2.2m）」に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測（6時間以降までの1時間単位予測）にて80mm以上の降雨が予想され、河川水位の上昇が見込まれるとき、等 <p>総合的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が「明らかに」高い状況。 <p>市民に 求める 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動が出来る人は、計画された避難所への避難行動を開始する。避難が難しい場合は、無理に避難せず2階へ移動するなど命を守る行動をする。 ・身の安全を十分に確保し、協力して孤立者の確保や、安否確認などを行いつつ避難行動を行う。 </td> <td> <p>避難指示の発令にかかる判断基準</p> <p>数値的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「氾濫危険水位（2.6m）」に達し、更に水位の上昇が認められるとき。 ・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき。 ・河川管理施設の大規模な異常や漏水（堤防本体の亀裂等）を確認したとき。 <p>総合的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害が既に発生している状況 <p>市民に 求める 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に周囲の状況が自宅から出られる状況にない人で、自宅が安全が確保できていれば、自宅や隣家の2階以上へ移動する。 ・避難中の住民は確実に安全を確保するための避難行動を直ちに完了する。 ・直ちに避難行動をとり、そのいとまがない場合には、生命を守るために出来る限りの行動をとる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※大雨・洪水等による江戸川の浸水については、市川市と連携を取り、本市に被害が及ぶと想定される場合において、避難勧告等の発令を検討する。</p>	避難準備情報	避難勧告	避難指示	<p>避難準備情報の発令にかかる判断基準</p> <p>数値的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水防団待機水位（2.1m）」に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測（6時間以降までの1時間単位予測）にて80mm以上の降雨が予想されるとき、等 <p>総合的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高い状況。 <p>市民に 求める 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、必要に応じて支援を受けつつ避難所への避難行動を開始する。避難が難しい人は、無理に避難せず2階以上の安全な建物か避難所に避難する。 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持ち出し袋の用意等、避難準備を開始する。 	<p>避難勧告の発令にかかる判断基準</p> <p>数値的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「氾濫注意水位（2.2m）」に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測（6時間以降までの1時間単位予測）にて80mm以上の降雨が予想され、河川水位の上昇が見込まれるとき、等 <p>総合的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が「明らかに」高い状況。 <p>市民に 求める 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動が出来る人は、計画された避難所への避難行動を開始する。避難が難しい場合は、無理に避難せず2階へ移動するなど命を守る行動をする。 ・身の安全を十分に確保し、協力して孤立者の確保や、安否確認などを行いつつ避難行動を行う。 	<p>避難指示の発令にかかる判断基準</p> <p>数値的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「氾濫危険水位（2.6m）」に達し、更に水位の上昇が認められるとき。 ・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき。 ・河川管理施設の大規模な異常や漏水（堤防本体の亀裂等）を確認したとき。 <p>総合的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害が既に発生している状況 <p>市民に 求める 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に周囲の状況が自宅から出られる状況にない人で、自宅が安全が確保できていれば、自宅や隣家の2階以上へ移動する。 ・避難中の住民は確実に安全を確保するための避難行動を直ちに完了する。 ・直ちに避難行動をとり、そのいとまがない場合には、生命を守るために出来る限りの行動をとる。
警戒レベル	判断基準																											
【警戒レベル5】 災害発生情報	・土砂災害の発生、または土砂災害の兆候が確認されたとき																											
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	・避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき																											
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合、または土砂災害警戒判定メッシュ情報等にて総合的に危険と判断したとき ・前日までの連続降雨量が100mm以上あり、かつ当日雨量が50mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき ・前日までの連続降雨量が40～100mmあり、かつ当日雨量が80mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき ・当日雨量が100mmを超え、時雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき 																											
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・強い降雨を伴う台風等が接近・通過、もしくは大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに降雨が予想されるとき ・前日までの連続降雨量が100mm以上あり、かつ当日雨量が50mmを超えたとき ・前日までの連続降雨量が40～100mmあり、かつ当日雨量が80mmを超えたとき ・当日雨量が100mmを超えたとき 																											
警戒レベル	判断基準																											
【警戒レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき。 ・河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき。 																											
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋本町水位が氾濫危険水位（2.6m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき。 ・避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき 																											
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋本町水位が氾濫注意水位（2.2m）に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測にて80mm以上の降雨が予想され、河川水位の上昇が見込まれるとき 等 																											
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋本町水位が水防団待機水位（2.1m）に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測にて80mm以上の降雨が予想されるとき 等 																											
避難準備情報	避難勧告	避難指示																										
<p>避難準備情報の発令にかかる判断基準</p> <p>数値的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水防団待機水位（2.1m）」に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測（6時間以降までの1時間単位予測）にて80mm以上の降雨が予想されるとき、等 <p>総合的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高い状況。 <p>市民に 求める 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、必要に応じて支援を受けつつ避難所への避難行動を開始する。避難が難しい人は、無理に避難せず2階以上の安全な建物か避難所に避難する。 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持ち出し袋の用意等、避難準備を開始する。 	<p>避難勧告の発令にかかる判断基準</p> <p>数値的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「氾濫注意水位（2.2m）」に達し、気象庁等の気象傾向や短時間降雨予測（6時間以降までの1時間単位予測）にて80mm以上の降雨が予想され、河川水位の上昇が見込まれるとき、等 <p>総合的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が「明らかに」高い状況。 <p>市民に 求める 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動が出来る人は、計画された避難所への避難行動を開始する。避難が難しい場合は、無理に避難せず2階へ移動するなど命を守る行動をする。 ・身の安全を十分に確保し、協力して孤立者の確保や、安否確認などを行いつつ避難行動を行う。 	<p>避難指示の発令にかかる判断基準</p> <p>数値的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「氾濫危険水位（2.6m）」に達し、更に水位の上昇が認められるとき。 ・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき。 ・河川管理施設の大規模な異常や漏水（堤防本体の亀裂等）を確認したとき。 <p>総合的 判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害が既に発生している状況 <p>市民に 求める 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に周囲の状況が自宅から出られる状況にない人で、自宅が安全が確保できていれば、自宅や隣家の2階以上へ移動する。 ・避難中の住民は確実に安全を確保するための避難行動を直ちに完了する。 ・直ちに避難行動をとり、そのいとまがない場合には、生命を守るために出来る限りの行動をとる。 																										

該当頁	修正後	修正前																				
	<p>5. 長津川の避難勧告等発令基準</p> <table border="1" data-bbox="252 324 842 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 324 402 353">警戒レベル</th> <th data-bbox="402 324 842 353">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 353 402 454">【警戒レベル5】 災害発生情報</td> <td data-bbox="402 353 842 454"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫発生を確認し、多くの被害が予想されるとき。</u> ・<u>河川管理施設の大規模な異常を確認したとき。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 454 402 566">【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="402 454 842 566"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 566 402 678">【警戒レベル4】 避難勧告</td> <td data-bbox="402 566 842 678"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>降水が継続する予測がある中で、水位データや河川巡視報告、住民の通報により、決壊、湧水、浸水の可能性が高まり、多くの被害が予想されるとき。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 678 402 779">【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="402 678 842 779"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>長津川調整池（内または外）において、氾濫注意水位（内7.5m、外6.1m）に達し、今後の降水予測により引き続き水位上昇が見込まれるとき。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 江戸川の避難勧告等発令基準</p> <table border="1" data-bbox="252 884 842 1355"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 884 402 913">警戒レベル</th> <th data-bbox="402 884 842 913">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 913 402 1025">【警戒レベル5】 災害発生情報</td> <td data-bbox="402 913 842 1025"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫発生情報が発表されたとき。</u> ・<u>市川市域で堤防決壊、越水の情報が入ったとき。</u> ・<u>河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1025 402 1137">【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="402 1025 842 1137"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1137 402 1249">【警戒レベル4】 避難勧告</td> <td data-bbox="402 1137 842 1249"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可動堰上観測所の水位が堤防天端高（6.67m）に達することが予想されるとき。</u> ・<u>市川市域の堤防で漏水等発見の情報が入ったとき。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1249 402 1355">【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="402 1249 842 1355"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可動堰上観測所の水位が市川市における避難基準水位（4.31m）を超え、降水予測により更に水位上昇することが予想されるとき。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	判断基準	【警戒レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫発生を確認し、多くの被害が予想されるとき。</u> ・<u>河川管理施設の大規模な異常を確認したとき。</u> 	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき</u> 	【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>降水が継続する予測がある中で、水位データや河川巡視報告、住民の通報により、決壊、湧水、浸水の可能性が高まり、多くの被害が予想されるとき。</u> 	【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>長津川調整池（内または外）において、氾濫注意水位（内7.5m、外6.1m）に達し、今後の降水予測により引き続き水位上昇が見込まれるとき。</u> 	警戒レベル	判断基準	【警戒レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫発生情報が発表されたとき。</u> ・<u>市川市域で堤防決壊、越水の情報が入ったとき。</u> ・<u>河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき。</u> 	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき</u> 	【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>可動堰上観測所の水位が堤防天端高（6.67m）に達することが予想されるとき。</u> ・<u>市川市域の堤防で漏水等発見の情報が入ったとき。</u> 	【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>可動堰上観測所の水位が市川市における避難基準水位（4.31m）を超え、降水予測により更に水位上昇することが予想されるとき。</u> 	
警戒レベル	判断基準																					
【警戒レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫発生を確認し、多くの被害が予想されるとき。</u> ・<u>河川管理施設の大規模な異常を確認したとき。</u> 																					
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき</u> 																					
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>降水が継続する予測がある中で、水位データや河川巡視報告、住民の通報により、決壊、湧水、浸水の可能性が高まり、多くの被害が予想されるとき。</u> 																					
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>長津川調整池（内または外）において、氾濫注意水位（内7.5m、外6.1m）に達し、今後の降水予測により引き続き水位上昇が見込まれるとき。</u> 																					
警戒レベル	判断基準																					
【警戒レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>氾濫発生情報が発表されたとき。</u> ・<u>市川市域で堤防決壊、越水の情報が入ったとき。</u> ・<u>河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき。</u> 																					
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等による避難が十分でなく、再度避難を住民に促す必要があるとき</u> 																					
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>可動堰上観測所の水位が堤防天端高（6.67m）に達することが予想されるとき。</u> ・<u>市川市域の堤防で漏水等発見の情報が入ったとき。</u> 																					
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>可動堰上観測所の水位が市川市における避難基準水位（4.31m）を超え、降水予測により更に水位上昇することが予想されるとき。</u> 																					